

官報

平成二十九年六月十六日

○第百九十三回 衆議院會議録 第三十五号

平成二十九年六月十六日(金曜日)

議事日程 第二十八号

平成二十九年六月十六日

午後一時開議

第一 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参議院提出)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百十二請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案、日程第二、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村茂男君。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案及び同報告書

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔北村茂男君登壇〕

○北村茂男君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格、いわゆるJAS規格に農林物資の取り扱い方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月五日、参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月十三日本委員会に付託をされました。

委員会におきましては、翌十四日、山本農林水産大臣から提案理由の説明を、また、参議院議員山田修路君から参議院における修正部分の趣旨説明をそれぞれ聴取し、昨十五日質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案は、最近における捕鯨をめぐる国際的な状況を踏まえ、我が国の責務として商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類科学調査に関し、基本原則、国の責務を定めるとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為への対応のための措置等について定めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨十五日日本委員会に付託をされました。

委員会におきましては、同日、提出者を代表し参議院議員山田修路君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決をいたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○笹川博義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百十二請願を一括議題とし、その審査を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

平成二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十五号 委員會の閉会中審査に関する件 請願

○議長(大島理森君) 笹川博義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百十二請願

○議長(大島理森君) 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百十二請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録(二)に掲載〕

○議長(大島理森君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

委員會の閉会中審査に関する件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

国家基本政策委員會及び懲罰委員會を除く内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外八特別委員會から、閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 各委員會から申し出のあった案件中、まず、厚生労働委員會から申し出の第百八十九回国会、内閣提出、労働基準法等の一部

を改正する法律案は、同委員會において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員會から申し出の歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案、厚生労働委員會から申し出の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び水道法の一部を改正する法律案、国土交通委員會から申し出の官民連携事業の推進に関する法律案、安全保障委員會から申し出の領域等の警備に関する法律案、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案及び第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員會から申し出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案は、各委員會において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、文部科学委員會から申し出の教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案は、同委員會において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員會において申し出のとおりに閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

○議長(大島理森君) この際、暫時休憩いたします。午後一時十二分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

農林水産大臣 山本 有二君

請願

〔法務委員會〕

一 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

(逢坂誠二君紹介(第一三二四号))

二 同(赤嶺政賢君紹介(第一三四七号))

三 同(池内さおり君紹介(第一三四八号))

四 同(梅村さえこ君紹介(第一三三九号))

五 同(大平喜信君紹介(第一三五〇号))

六 同(笠井亮君紹介(第一三五二一号))

七 同(穀田恵二君紹介(第一三五二二号))

八 同(齊藤和子君紹介(第一三五三三号))

九 同(志位和夫君紹介(第一三五五四号))

- 一〇 同(清水忠史君紹介(第一三五五五号))
- 一一 同(塩川鉄也君紹介(第一三五五六号))
- 一二 同(島津幸広君紹介(第一三五五七号))
- 一三 同(田村貴昭君紹介(第一三五五八号))
- 一四 同(高橋千鶴子君紹介(第一三五五九号))
- 一五 同(畑野君枝君紹介(第一三六〇号))
- 一六 同(畠山和也君紹介(第一三六一号))
- 一七 同(藤野保史君紹介(第一三六二二号))
- 一八 同(堀内照文君紹介(第一三六三三号))
- 一九 同(眞島省三君紹介(第一三六四四号))
- 二〇 同(宮本岳志君紹介(第一三六五五号))
- 二一 同(宮本徹君紹介(第一三六六六号))
- 二二 同(本村伸子君紹介(第一三六七七号))
- 二三 同(吉田宣弘君紹介(第一四六八〇号))
- 二四 同(城内実君紹介(第一四六八六号))
- 二五 同(若狭勝君紹介(第一六一〇号))
- 二六 裁判所の人的・物的充実に關する請願(大口善徳君紹介(第一七二五五号))
- 二七 同(階猛君紹介(第一八〇〇号))
- 二八 同(宮川典子君紹介(第一八一〇一号))
- 二九 同(逢坂誠二君紹介(第一九五六六号))
- 三〇 同(若狭勝君紹介(第二〇八二二号))
- 三一 同(奥野信亮君紹介(第二一八五五号))
- 三二 同(谷畑孝君紹介(第二一八六六号))
- 三三 同(枝野幸男君紹介(第二二二七号))
- 三四 同(宮路拓馬君紹介(第二二二八号))
- 三五 同(横路孝弘君紹介(第二二二九号))
- 三六 同(畑野君枝君紹介(第二四五六六号))
- 三七 同(柚木道義君紹介(第二五六三三三号))
- 三八 同(遠山清彦君紹介(第二八三三六六号))
- 三九 同(石関貴史君紹介(第二九七〇七号))
- 四〇 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(枝野幸男君紹介(第二九九五五号))

(厚生労働委員会)

- | | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|----|---------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|
| 一 | 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(秋葉賢也君紹介)(第六九三三号) | 三三 | 同松本剛明君紹介(第七二五号) | 六六 | 同鬼木誠君紹介(第七六七七号) | 九八 | 同勝俣孝明君紹介(第八一二二号) |
| 二 | 同(秋元司君紹介)(第六九四号) | 三四 | 同(水戸将史君紹介)(第七二六号) | 六七 | 同(金子万寿夫君紹介)(第七六八号) | 九九 | 同(神田憲次君紹介)(第八一三三号) |
| 三 | 同(池田佳隆君紹介)(第六九五号) | 三五 | 同(宮路拓馬君紹介)(第七二七号) | 六八 | 同(城内実君紹介)(第七六九号) | 一〇〇 | 同(熊田裕通君紹介)(第八一四号) |
| 四 | 同(今枝宗一郎君紹介)(第六九六号) | 三六 | 同(宮下一郎君紹介)(第七二八号) | 六九 | 同(岸本周平君紹介)(第七七〇号) | 一〇一 | 同(瀬戸隆一君紹介)(第八一五号) |
| 五 | 同(岩田和親君紹介)(第六九七号) | 三七 | 同(村井英樹君紹介)(第七二九号) | 七〇 | 同(小島敏文君紹介)(第七七一号) | 一〇二 | 同(根本匠君紹介)(第八一六号) |
| 六 | 同(岩屋毅君紹介)(第六九八号) | 三八 | 同(八木哲也君紹介)(第七三〇号) | 七一 | 同(佐田玄一郎君紹介)(第七七二号) | 一〇三 | 同(畑野君枝君紹介)(第八一七号) |
| 七 | 同(漆原良夫君紹介)(第六九九号) | 三九 | 同(山口俊一君紹介)(第七三一号) | 七十二 | 同(斎藤洋明君紹介)(第七七三号) | 一〇四 | 同(山本拓君紹介)(第八一八号) |
| 八 | 同(小淵優子君紹介)(第七〇〇号) | 四〇 | 同(山下貴司君紹介)(第七三二号) | 七三 | 同(笹川博義君紹介)(第七七四号) | 一〇五 | 同(吉川元君紹介)(第八一九号) |
| 九 | 同(大見正君紹介)(第七〇一号) | 四一 | 同(山田賢司君紹介)(第七三三号) | 七四 | 同(助田重義君紹介)(第七七五号) | 一〇六 | 同(吉田宣弘君紹介)(第八二〇号) |
| 一〇 | 同(金子恭之君紹介)(第七〇二号) | 四二 | 同(大口善徳君紹介)(第七四二号) | 七五 | 同(園田博之君紹介)(第七七六号) | 一〇七 | 同(秋本真利君紹介)(第八三〇号) |
| 一一 | 同(上川陽子君紹介)(第七〇三三三) | 四三 | 同(大畠章宏君紹介)(第七四三三三) | 七六 | 同(中野洋昌君紹介)(第七七七号) | 一〇八 | 同(伊藤涉君紹介)(第八三二一) |
| 一二 | 同(菊田真紀子君紹介)(第七〇四四) | 四四 | 同(太田昭宏君紹介)(第七四四四四) | 七七 | 同(馬淵澄夫君紹介)(第七七八号) | 一〇九 | 同(奥野信亮君紹介)(第八三二三) |
| 一三 | 同(小林史明君紹介)(第七〇五五) | 四五 | 同(岡田克也君紹介)(第七四五五五) | 七八 | 同(宮崎岳志君紹介)(第七七九号) | 一一〇 | 同(田中和徳君紹介)(第八三三三) |
| 一四 | 同(後藤田正純君紹介)(第七〇六六) | 四六 | 同(岡本充功君紹介)(第七四六六六) | 七九 | 同(山井和則君紹介)(第七八〇〇) | 一一一 | 同(渡海紀三朗君紹介)(第八三四四) |
| 一五 | 同(佐藤茂樹君紹介)(第七〇七七) | 四七 | 同(梶山弘志君紹介)(第七四七七七) | 八〇 | 同(穴見陽一君紹介)(第七八四四) | 一一二 | 同(船田元君紹介)(第八三五五) |
| 一六 | 同(斉藤鉄夫君紹介)(第七〇八八) | 四八 | 同(勝沼栄明君紹介)(第七四八八八) | 八一 | 同(井上義久君紹介)(第七八五五) | 一一三 | 同(宗清皇一君紹介)(第八三六六) |
| 一七 | 同(坂本哲志君紹介)(第七〇九九) | 四九 | 同(門博文君紹介)(第七四九九九) | 八二 | 同(逢坂誠二君紹介)(第七八六六) | 一一四 | 同(村上誠一郎君紹介)(第八三七七) |
| 一八 | 同(田嶋一成君紹介)(第七一〇〇) | 五一 | 同(木村太郎君紹介)(第七五一一一) | 八三 | 同(堀内照文君紹介)(第七八七七) | 一一五 | 同(北村誠吾君紹介)(第八五四四) |
| 一九 | 同(田畑裕明君紹介)(第七一一一) | 五二 | 同(黒岩宇洋君紹介)(第七五二二二) | 八四 | 同(松野頼久君紹介)(第七八八八) | 一一六 | 同(小宮山泰子君紹介)(第八五五五) |
| 二〇 | 同(高鳥修一君紹介)(第七一二二) | 五三 | 同(河野太郎君紹介)(第七五三三三) | 八五 | 同(宮川典子君紹介)(第七八九九) | 一一七 | 同(桝屋敬悟君紹介)(第八五六六) |
| 二一 | 同(谷畑孝君紹介)(第七一三三) | 五四 | 同(中川正春君紹介)(第七五四四四) | 八六 | 同(井出庸生君紹介)(第七九八八) | 一一八 | 同(武藤容治君紹介)(第八五七七) |
| 二二 | 同(玉木雄一郎君紹介)(第七一四四) | 五五 | 同(長崎幸太郎君紹介)(第七五五五五) | 八七 | 同(江藤拓君紹介)(第七九九九) | 一一九 | 同(西村康稔君紹介)(第八八九九) |
| 二三 | 同(寺田学君紹介)(第七一五五) | 五六 | 同(野田毅君紹介)(第七五六六六) | 八八 | 同(大串博志君紹介)(第八〇〇〇) | 一二〇 | 同(石関貴史君紹介)(第八九三三) |
| 二四 | 同(西村明宏君紹介)(第七一六六) | 五七 | 同(野間健君紹介)(第七五七七七) | 八九 | 同(岡本充功君紹介)(第八〇一一) | 一二一 | 同(篠原孝君紹介)(第八九四四) |
| 二五 | 同(西村智奈美君紹介)(第七一七七) | 五八 | 同(古川康君紹介)(第七五八八八) | 九〇 | 同(吉良州司君紹介)(第八〇二二) | 一二二 | 同(馳浩君紹介)(第八九五五) |
| 二六 | 同(額賀福志郎君紹介)(第七一八八) | 五九 | 同(牧島かれん君紹介)(第七五九九九) | 九一 | 同(工藤彰三君紹介)(第八〇三三) | 一二三 | 同(福島伸享君紹介)(第八九六六) |
| 二七 | 同(野田聖子君紹介)(第七一九九) | 六〇 | 同(三原朝彦君紹介)(第七六〇〇) | 九二 | 同(後藤茂之君紹介)(第八〇四四) | 一二四 | 同(鷲尾英一郎君紹介)(第八九七七) |
| 二八 | 同(初鹿明博君紹介)(第七二〇〇) | 六一 | 同(井坂信彦君紹介)(第七六二二) | 九三 | 同(高井崇志君紹介)(第八〇五五) | 一二五 | 同(衛藤征士郎君紹介)(第九〇二二) |
| 二九 | 同(福山守君紹介)(第七二一一) | 六二 | 同(石田真敏君紹介)(第七六三三) | 九四 | 同(武部新君紹介)(第八〇六六) | 一二六 | 同(遠藤利明君紹介)(第九〇三三) |
| 三〇 | 同(真山祐一君紹介)(第七二二三) | 六三 | 同(石破茂君紹介)(第七六四四) | 九五 | 同(福田昭夫君紹介)(第八〇七七) | 一二七 | 同(郡和子君紹介)(第九〇四四) |
| 三一 | 同(松田直久君紹介)(第七二三三) | 六四 | 同(江田康幸君紹介)(第七六五五) | 九六 | 同(森山裕君紹介)(第八〇八八) | 一二八 | 同(棚橋泰文君紹介)(第九〇七七) |

一二九	同(小野寺五典君紹介)(第九二四号)	一五九	同(神田憲次君紹介)(第一八三一号)	一八七	同(岡本充功君紹介)(第二〇一一号)	二二〇	同(古川康君紹介)(第三二四六号)
一三〇	同(左藤章君紹介)(第九二五号)	一六〇	同(吉良州司君紹介)(第一八三二号)	一八八	同(勝保孝明君紹介)(第二〇一二号)	二二一	同(宮内秀樹君紹介)(第三二四七号)
一三一	同(島津幸広君紹介)(第九二六号)	一六一	同(岸本周平君紹介)(第一八三三号)	一八九	同(菊田真紀子君紹介)(第二〇一三号)	二二二	同(本村伸子君紹介)(第三二四八号)
一三二	同(古屋圭司君紹介)(第九二七号)	一六二	同(後藤田正純君紹介)(第一八三四号)	一九〇	同(坂本哲志君紹介)(第二〇一四号)	二二三	同(吉川元君紹介)(第三二四九号)
一三三	同(原田義昭君紹介)(第九三三号)	一六三	同(佐々木隆博君紹介)(第一八三五号)	一九一	同(中村裕之君紹介)(第二〇一五号)	二二四	線維筋痛症に対する医科と歯科の共同研究に関する請願(中川康洋君紹介)(第三二四六号)
一三四	同(柚木道義君紹介)(第九九四号)	一六四	同(齊藤鉄夫君紹介)(第一八三六号)	一九二	同(野田毅君紹介)(第二〇一六号)	二二五	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(小熊慎司君紹介)(第三二五三三三)
一三五	同(富田茂之君紹介)(第二〇二二号)	一六五	同(階猛君紹介)(第一八三七号)	一九三	同(原田義昭君紹介)(第二〇一七号)	二二六	同(金子恵美君紹介)(第三二五三三三)
一三六	同(小川淳也君紹介)(第一〇七一七号)	一六六	同(鈴木貴子君紹介)(第一八三八号)	一九四	同(福山守君紹介)(第二〇一八号)	二二七	同(富岡勉君紹介)(第三二五三三三)
一三七	同(田嶋要君紹介)(第一〇七七七号)	一六七	同(津島淳君紹介)(第一八三九号)	一九五	同(宮崎岳志君紹介)(第二〇一九号)	二二八	同(北神圭朗君紹介)(第三二四九二二)
一三八	同(福田達夫君紹介)(第一〇七八号)	一六八	同(中川正春君紹介)(第一八四〇号)	一九六	同(石川昭政君紹介)(第二〇一四一四号)	二二九	同(穀田恵二君紹介)(第三二四九三三)
一三九	同(志位和夫君紹介)(第一〇九三三三)	一六九	同(長崎幸太郎君紹介)(第一八四一四号)	一九七	同(遠藤利明君紹介)(第二〇一四二二二)	二三〇	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(伊藤渉君紹介)(第三二四九三三)
一四〇	同(宮腰光寛君紹介)(第二〇九四四四)	一七〇	同(西村明宏君紹介)(第一八四二二二)	一九八	同(大平喜信君紹介)(第二〇一四三三三)	二三一	同(小熊慎司君紹介)(第三二四〇〇〇)
一四一	同(濱村進君紹介)(第二〇二二二二)	一七一	同(平口洋君紹介)(第一八四三三三)	一九九	同(太田和美君紹介)(第二〇一四四四四)	二三二	同(金子恵美君紹介)(第三二四〇〇一)
一四二	同(青山周平君紹介)(第一一四八八八)	一七二	同(福田昭夫君紹介)(第一八四四四四)	二〇〇	同(菅家一郎君紹介)(第二〇一四五五五)	二三三	同(笹川博義君紹介)(第三二四〇〇二)
一四三	同(黄川田徹君紹介)(第一一五八八八)	一七三	同(真山祐一君紹介)(第一八四五五五)	二〇一	同(佐田玄一郎君紹介)(第二〇一四六六六)	二三四	同(島津幸広君紹介)(第三二四〇〇三)
一四四	同(土井亨君紹介)(第二二〇一五五)	一七四	同(馬淵澄夫君紹介)(第一八四六六六)	二〇二	同(中川郁子君紹介)(第二〇一四七七七)	二三五	同(高橋千鶴子君紹介)(第三二四〇〇四)
一四五	同(赤羽一嘉君紹介)(第二二〇五五五)	一七五	同(松田直久君紹介)(第一八四七七七)	二〇三	同(中野洋昌君紹介)(第二二四八八八)	二三六	同(高橋ひなこ君紹介)(第三二四〇〇五)
一四六	同(鈴木憲和君紹介)(第二二〇六六六)	一七六	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(谷公一君紹介)(第一九七八八八)	二〇四	同(根本匠君紹介)(第二二四九九九)	二三七	同(富岡勉君紹介)(第三二四〇〇六)
一四七	同(玉城デニー君紹介)(第一五〇七七七)	一七七	同(竹本直一君紹介)(第二二一六六六)	二〇五	同(畑野君枝君紹介)(第二二五〇〇〇)	二三八	同(野田聖子君紹介)(第三二四〇〇七)
一四八	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(六見陽一君紹介)(第一八二〇二二)	一七八	同(宮本岳志君紹介)(第二二一七七七)	二〇六	同(原口一博君紹介)(第二二五一五五)	二三九	同(島山和也君紹介)(第三二四〇〇八)
一四九	同(稲津久君紹介)(第一八二二二二)	一七九	同(堀井孝君紹介)(第二二二二二二)	二〇七	同(船田元君紹介)(第二二五二二二)	二四〇	同(藤野保史君紹介)(第三二四〇〇九)
一五〇	同(江田康幸君紹介)(第一八二二二二)	一八〇	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(伊藤渉君紹介)(第二〇〇四四四)	二〇八	同(細野豪志君紹介)(第二二五三三三)	二四一	同(横路孝弘君紹介)(第三二四〇一〇)
一五一	同(枝野幸男君紹介)(第一八二三三三)	一八一	同(石関貴史君紹介)(第二〇〇五五五)	二〇九	同(榎屋敬悟君紹介)(第二二五四四四)	二四二	同(穀田恵二君紹介)(第三二四〇一一)
一五二	同(小淵優子君紹介)(第一八二四四四)	一八二	同(石田祝穂君紹介)(第二〇〇六六六)	二一〇	同(三原朝彦君紹介)(第二二五五五五)	二四三	同(辻元清美君紹介)(第三二四〇一二)
一五三	同(尾身朝子君紹介)(第一八二五五五)	一八三	同(石田祝穂君紹介)(第二〇〇六六六)	二一一	同(宮本岳志君紹介)(第二二五六六六)	二四四	同(中川俊直君紹介)(第三二四〇一三)
一五四	同(大口善徳君紹介)(第一八二六六六)	一八四	同(小沢一郎君紹介)(第二〇〇八八八)	二一二	同(伊東良孝君紹介)(第二二五七七七)	二四五	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(泉健太君紹介)(第三二六二二二)
一五五	同(奥野総一郎君紹介)(第一八二七七七)	一八五	同(大島章宏君紹介)(第二〇〇九九九)	二一三	同(石田真敏君紹介)(第二二五八八八)	二四六	同(今井雅人君紹介)(第三二六二二二)
一五六	同(門博文君紹介)(第一八二八八八)	一八六	同(岡田克也君紹介)(第二〇一〇一〇)	二一四	同(今津寛君紹介)(第二二五九九九)		
一五七	同(金子恭之君紹介)(第一八二九九九)			二一五	同(大岡敏孝君紹介)(第二二六〇〇〇)		
一五八	同(亀岡偉民君紹介)(第一八三〇〇〇)			二一六	同(大西健介君紹介)(第二二六一一一)		
				二一七	同(梶山弘志君紹介)(第二二六二二二)		
				二一八	同(武田良太君紹介)(第二二六三三三)		
				二一九	同(福島伸亨君紹介)(第二二六四四四)		

- 二四七 同(小此木八郎君紹介)(第二六二二号)
- 二四八 同(中島克仁君紹介)(第二六二三号)
- 二四九 同(平井たけや君紹介)(第二六二四号)
- 二五〇 同(大平喜信君紹介)(第二七二六号)
- 二五一 同(中川康洋君紹介)(第二七二七号)
- 二五二 同(池内さおり君紹介)(第二八〇三三号)
- 二五三 同(寺田稔君紹介)(第二八四八号)
- 二五四 同(吉田豊史君紹介)(第二八四九号)
- 二五五 同(石崎徹君紹介)(第二九一九号)
- 二五六 同(大野敬太郎君紹介)(第二九二二号)
- 二五七 同(亀井静香君紹介)(第二九三三号)
- 二五八 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(郡和子君紹介)(第二六五八号)
- 二五九 同(田中英之君紹介)(第二六五九号)
- 二六〇 同(棚橋泰文君紹介)(第二六六〇号)
- 二六一 同(富田茂之君紹介)(第二六六一号)
- 二六二 同(井坂信彦君紹介)(第二七四七号)
- 二六三 同(左藤章君紹介)(第二七四八号)
- 二六四 同(中川康洋君紹介)(第二七四九号)
- 二六五 同(伊佐進一君紹介)(第二八六三三号)
- 二六六 同(江崎鐵磨君紹介)(第二八六四号)
- 二六七 同(鬼木誠君紹介)(第二八六五号)
- 二六八 同(黄川田徹君紹介)(第二八六六号)
- 二六九 同(北神圭朗君紹介)(第二八六七号)
- 二七〇 同(福田達夫君紹介)(第二八六八号)
- 二七一 同(斉藤和子君紹介)(第二九五二二号)
- 二七二 同(江藤拓君紹介)(第三〇〇一号)
- 二七三 同(馳浩君紹介)(第三〇〇二二号)

各委員会閉会中審査申出案件
内閣委員会

- 一、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外三名提出、第百八十九回国会衆法第一九号)
- 二、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三一号)
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、第百九十回国会衆法第一三三三号)
- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、第百九十回国会衆法第一四四号)
- 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出、第百九十回国会衆法第一五五号)
- 六、政官接触記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名提出、第百九十回国会衆法第二三三三号)
- 七、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外六名提出、第百九十回国会衆法第三八八号)
- 八、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出、第百九十回国会衆法第六〇号)
- 九、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(野田聖子君外五名提出、第百九十二回国会衆法第一二二二号)

一〇、国家公務員法の一部を改正する法律案(神山洋介君外四名提出、衆法第一二二二号)

- 一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外八名提出、衆法第二三三三号)
- 二、ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出、衆法第二四四号)
- 三、ギャンブル依存症対策基本法案(長妻昭君外八名提出、衆法第二六六号)
- 四、内閣の重要政策に関する件
- 一五、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
- 一六、栄典及び公式制度に関する件
- 一七、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
- 一八、国民生活の安定及び向上に関する件
- 一九、警察に関する件
- 総務委員会
- 一、放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外二名提出、第百八十九回国会衆法第一〇〇号)
- 二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十回国会衆法第五四四号)
- 三、電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出、衆法第一二二二号)
- 四、通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出、衆法第一三三三号)
- 五、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
- 六、地方自治及び地方税財政に関する件
- 七、情報通信及び電波に関する件
- 八、郵政事業に関する件
- 九、消防に関する件

法務委員会

- 一、人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百九十回国会衆法第三三三三号)
- 二、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百九十二回国会衆法第一六六号)
- 三、民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外七名提出、第百九十回国会衆法第三七号)
- 四、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出、第百九十回国会衆法第五七号)
- 五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外二名提出、衆法第一七七号)
- 六、裁判所の司法行政に関する件
- 七、法務行政及び検察行政に関する件
- 八、国内治安に関する件
- 九、人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、第百九十回国会衆法第三三三三号)
- 二、格差是正及び経済成長のために講ずべき給付付き税額控除の導入その他の税制上の措置に関する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第二二二二号)
- 三、財政に関する件
- 四、税制に関する件

五、関税に関する件 六、外国為替に関する件 七、国有財産に関する件 八、たばこ事業及び塩事業に関する件 九、印刷事業に関する件 一〇、造幣事業に関する件 一一、金融に関する件 一二、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三四号) 二、幼児教育振興法案(河村建夫君外四名提出、第百九十九回国会衆法第五〇号) 三、チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出、第百九十九回国会衆法第五九号) 四、教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案(平野博文君外四名提出、衆法第二五号) 五、文部科学行政の基本施策に関する件 六、生涯学習に関する件 七、学校教育に関する件 八、科学技術及び學術の振興に関する件 九、科学技術の研究開発に関する件 一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、労働基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十九回国会衆法第六九号)	二、旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 三、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付) 四、水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号) 五、保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外七名提出、第百九十九回国会衆法第二二二号) 六、労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十四名提出、第百九十二回国会衆法第四号) 七、厚生労働関係の基本施策に関する件 八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一三三号) 二、農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一四四号) 三、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一五五号) 四、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一六号)	五、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三二二号) 六、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三三三号) 七、畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外十二名提出、衆法第一号) 八、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案(岸本周平君外十一名提出、衆法第一〇号) 九、農林水産関係の基本施策に関する件 一〇、食料の安定供給に関する件 一一、農林水産業の発展に関する件 一二、農林漁業者の福祉に関する件 一三、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外六名提出、第百九十九回国会衆法第一二二号) 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(奥野総一郎君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三〇号) 三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三二二号)	四、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三二二号) 五、エネルギー協同組合法案(福島伸亨君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三三三号) 六、経済産業の基本施策に関する件 七、資源エネルギーに関する件 八、特許に関する件 九、中小企業に関する件 一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一一、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外三名提出、第百九十九回国会衆法第五八号) 二、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(高木義明君外八名提出、衆法第一六号) 三、国土交通行政の基本施策に関する件 四、国土計画、土地及び水資源に関する件 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件 八、北海道開発に関する件 九、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三〇号)
--	---	--	--

二、環境の基本施策に関する件 三、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件 四、循環型社会の形成に関する件 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 七、原子力の規制に関する件 八、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、領域等の警備に関する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十回国会衆法第四号) 二、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十回国会衆法第五号) 三、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十回国会衆法第六号) 四、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名提出、第百九十回国会衆法第七号)	五、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名提出、第百九十回国会衆法第八号) 六、第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案(青柳陽一郎君外六名提出、第百九十二回国会衆法第五号) 七、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) 二、平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) 三、平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 四、平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件) 五、歳入歳出の実況に関する件 六、国有財産の増減及び現況に関する件 七、政府関係機関の経理に関する件 八、国が資本金を出資している法人の会計に関する件	九、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 一〇、行政監視に関する件 議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項 災害対策特別委員会 一、災害対策に関する件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 一、政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、第百八十九回国会衆法第一号) 二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出、第百八十九回国会衆法第一七号) 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外七名提出、第百九十回国会衆法第六一号) 四、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外五名提出、第百九十二回国会衆法第七号) 五、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(岡田克也君外二名提出、衆法第一五号) 六、政治資金規正法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外四名提出、衆法第二二号) 七、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件	沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する件 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 科学技術・イノベーション推進特別委員会 一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 東日本大震災復興特別委員会 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外九名提出、第百九十回国会衆法第三九号) 二、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十回国会衆法第四〇号) 三、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十回国会衆法第四一号) 四、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十回国会衆法第四二号) 五、東日本大震災復興の総合的対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 地方創生に関する特別委員会 一、地方創生の総合的対策に関する件
--	--	--	--

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、今十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「防災に關してとつた措置の概況」の報告
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「平成二十九年年度の防災に關する計画」の報告
高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく「平成二十八年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に關する報告
高齢社会対策基本法第八條第二項の規定に基づく「平成二十九年度高齢社会対策」についての文書

書

少子化社会対策基本法第九條の規定に基づく「平成二十八年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に關する報告
国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十八年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に關する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

辞任

笹川 博義君
中川 郁子君

補欠

中谷 真一君
菅家 一郎君

西川 公也君
古川 康君
山本 拓君
中谷 真一君
岡下 昌平君
菅家 一郎君
工藤 彰三君
助田 重義君
一、今十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

青山 周平君
池田 佳隆君
國場幸之助君
神田 憲次君
菅家 一郎君
古川 康君

補欠

菅家 一郎君
古川 康君
神田 憲次君
國場幸之助君
青山 周平君
池田 佳隆君

外務委員

辞任

佐々木 紀君
武井 俊輔君
小林 史明君
中川 郁子君
中川 郁子君
武井 俊輔君

補欠

小林 史明君
中川 郁子君
佐々木 紀君
武井 俊輔君

財務金融委員

辞任

助田 重義君
竹本 直一君
丸山 穂高君
田中 和徳君
福山 守君
伊東 信久君
丸山 穂高君

補欠

福山 守君
田中 和徳君
伊東 信久君
竹本 直一君
助田 重義君
丸山 穂高君

文部科学委員

辞任

下村 博文君
福井 照君
河村 建夫君
宗清 皇一君
厚生労働委員

補欠

宗清 皇一君
河村 建夫君
福井 照君
下村 博文君

辞任

木原 誠二君
小林 史明君
国土交通委員

補欠

小林 史明君
木原 誠二君

辞任

秋本 真利君
金子 恭之君
青山 周平君
梶山 弘志君
決算行政監視委員

補欠

青山 周平君
梶山 弘志君
秋本 真利君
金子 恭之君

辞任

新谷 正義君
宮崎 政久君
(特別委員辞任及び補欠選任)

補欠

宮崎 政久君
新谷 正義君

一、今十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員

辞任

長尾 敬君
谷川 とむ君
沖繩及び北方問題に關する特別委員

補欠

谷川 とむ君
長尾 敬君

辞任

宮崎 政久君
山口 泰明君
池田 道孝君
小松 裕君

補欠

小松 裕君
池田 道孝君
山口 泰明君
宮崎 政久君

北朝鮮による拉致問題等に關する特別委員

辞任

池田 佳隆君
大西 宏幸君
黄川田仁志君
津島 淳君
消費者問題に關する特別委員

補欠

津島 淳君
黄川田仁志君
大西 宏幸君
池田 佳隆君

辞任

後藤田正純君
鬼木 誠君
(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

補欠

鬼木 誠君
後藤田正純君

一、今十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

太田 昭宏君
中野 洋昌君
(議案提出)

補欠

中野 洋昌君
太田 昭宏君

一、昨十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に關する法律案(平野博文君外四名提出)

一、今十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
ギャンブル依存症対策基本法案(長妻昭君外八名提出)

(議案付託)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出、衆法第二四号) 内閣委員会 付託
電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出、衆法第一二二号)

通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出、衆法第一三三号)

以上二件 総務委員会 付託

教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案(平野博文君外四名提出、衆法第二二五号)

文部科学委員会 付託

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参議院提出、参法第一〇六号)

農林水産委員会 付託

特定原子力事業に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(田島一成君外三名提出、衆法第四号)

環境委員会 付託

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)(承諾を求めるの件)

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

以上四件 決算行政監視委員会 付託

政治資金規正法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外四名提出、衆法第二二二号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、今十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

ギャンブル依存症対策基本法案(長妻昭君外八名提出、衆法第二六号) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案(平野博文君外四名提出)

一、今十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

ギャンブル依存症対策基本法案(長妻昭君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、今十六日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十回国会衆法第五五号)

(議案撤回通知)

一、今十六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十回国会衆法第五五号)

(答弁書受領)

一、今十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出治安維持法に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出「印象操作」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特別区域を活用した獣医学部の新設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮本徹君提出東京外かく環状道路(関越・東名間)の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志君提出公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地建設工事の護岸造成工事やボーリング調査のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員篠原豪君提出学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区における利子補給に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出農業科教職員の待遇改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出高等学校農業教育施設・設備の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出農業について学ぶ高校生への育成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎君提出被災地の人材確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎君提出いわゆる共謀罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍晋三内閣総理大臣がミャンマー訪問時に学校法人加計学園理事長を同行させ、政府専用機に搭乗させた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、加計学園等が政府に提出した提案書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出獣医学部の新設を「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とした要件が、本日に日本獣医師会の意見に配慮して決定されたものなのかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出文部科学省前事務次官が「出会い系バー」に入入っていたと報道される前に、内閣官房が報道機関に情報を提供していたかどうかに関する質問に対する答弁書

平成二十九年六月六日提出
質問 第三六八号

治安維持法に対する政府の認識に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

治安維持法に対する政府の認識に関する質問
問主意書

平成二十九年六月二日、衆議院法務委員会で金田法務大臣は、「治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によつて言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであつて、違法があつたとは認められません」(以下、「本答弁」という。)との認識を示した。

他方、例えば、三木武夫総理は、昭和五十一年一月三十日、衆議院予算委員会で「今日の事態から考えると、その治安維持法というものが好ましくない法律であつたのでないことは明らか」と述べ、昭和五十一年九月三十日の衆議院予算委員会で「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもないわけですが、当時としてはこれは一つの法体系でして、やはり有効な機能が働いておつたわけでございまして、無論いまから考えてみれば、いま御指摘のようにいろいろな批判があることは当然でございますが、当時の法律として法律が有効でなかつたと否定することは私は無理だ」と述べ、今日の価値から言えば、治安維

持法に否定的な見解を示しつつ、当時の法律の一つとしては有効であつたとの見解を示している。

三木総理の答弁は、「悪法もまた法なり」という法諺を踏まえつつも、日本国憲法下の価値観を以て治安維持法という悪法への評価を明確に述べているものであるが、金田法務大臣の答弁においてはそれが明確ではない。

このような観点から、政府の見解を確認するため、以下質問する。

一 本答弁では、「治安維持法は、当時適法に制定されたもの」と示されているものの、今日の価値でいえば、「好ましい法律であつたのではないことは明らか」であるという政府の見解は維持されているという認識でよいのか。

二 本答弁では、治安維持法の当時の適法性のみ而言及され、「好ましい法律であつたのではないことは明らか」等の趣旨の説明がなされていないが、これまでの政府の見解が修正されたということか。

三 政府は、現時点でも、治安維持法について、「やはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもないわけですが、当時としてはこれは一つの法体系でして、やはり有効な機能が働いておつたわけでございますから、無論いまから考えてみれば、いま御指摘のようにいろいろな批判があることは当然」という認識を維持しているのか。見解を示されたい。

四 治安維持法の今日の評価について、現時点の政府の見解を示されたい。

五 「悪法もまた法なり」という法諺が示すところは、不適切な内容だろうが、法として制定されれば、それは国民の生活を制約するものであ

り、国民はその法に従わなければならないことを啓蒙していることである。昨今の衆議院法務委員会での議論を検証する限り、日本国憲法下の価値観を以て治安維持法という悪法への評価を明確に述べている部分は見られない。これは、現在、共謀罪法案の審議が行われており、現代の治安維持法と揶揄される共謀罪法案を念頭に置き、意図的に治安維持法という悪法への今日の評価について言及していないのか。政府の見解を示されたい。

よる改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)は、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者」等を処罰することとしていた旧治安維持法(昭和十六年法律第五十四号)とは全く異なるものであることが明らかであり、御指摘は当たらない。

内閣衆質一九三第三六八号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出治安維持法に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出治安維持法に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の昭和五十一年一月三十日及び同年九月三十日の衆議院予算委員会における三木内閣総理大臣(当時)の答弁において示された政府の見解に変更はない。

五について

今国会で審議され、平成二十九年六月十五日に成立した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律に

「印象操作」に関する質問主意書

安倍首相は、国会答弁の中で、「印象操作」という言葉を頻繁に使用していることに關し、

一 首相は、「印象操作」という言葉をどういう意味で使用しているのか。

二 広辞苑には、「印象操作」とは「他者に与える自分の印象を、言葉や服装などによつて操作すること」とあるが、首相は、これと同じ意味で「印象操作」という言葉を使っているのか。

三 米国の社会学者アーヴィング・ゴッフマンは「言葉遣いや表情、服装、髪形などをコントロールすることで、自分に対する他者の印象を自分の望む方向に管理しようとする」とを「印象操作」と名付けたが、首相の「印象操作」という言葉の使い方は間違っているのではないのか。国会答弁の中で、本来の意味と違う間違つた言葉の使い方を多用することは不適切であり、改めるべきではないか。

右質問する。

平成二十九年六月六日提出
質問 第三六九号

「印象操作」に関する質問主意書

提出者 大西 健介

内閣衆質一九三第三六九号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出「印象操作」に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出「印象操作」に関
する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「印象操作」の意味するところは、安
倍内閣総理大臣が、例えば、平成二十九年六月
五日の衆議院決算行政監視委員会において、宮
崎岳志委員が質疑で写真を提示し、安倍内閣総
理大臣の交友関係に言及したことに対し、「私
と加計晃太郎氏が友人であること、……この
政策に関与したか」ということは全く別問題で
ありますから、まさにそういう写真を出して印
象操作を一生懸命しておられるんでしうけれ
ども……」と答弁しているとおりである。
また、一般に、「印象操作」の語が、自己の印
象を自ら操作すること以外の意味で用いること
ができないものであるとは考えていない。

平成二十九年六月十六日提出
質問 第三七〇号

国家戦略特別区域を活用した獣医学部の新設
に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

国家戦略特別区域を活用した獣医学部の新
設に関する質問主意書

平成二十九年六月五日、衆議院決算行政監視委

平成二十九年六月十六日 衆議院会議録第三十五号 議長の報告

員会で安倍総理は、「獣医師公務員が不足してい
るというお話があった。まさにそういうのは本当
に長い間獣医学部ができていなかったことによる
弊害であります。岩盤規制があるからこそ、その
弊害を突破できなかったわけでございます。しか
し、今委員がおっしゃるように、この国家戦略特
区というのは、一校とか二校ではなくて、まずは
穴をあけて、全国展開をしていきたいと思ってい
ます。ですから、ここでもいろいろな公正な法令に
のっとって公正に加計学園に決定されたわけでご
ざいますが、この結果を見ながら二校、三校に私
たちはむしろ広げていきたいとすら考えている」
(以下、「本答弁」という。)との認識を示した。

の提案主体による既存の獣医師養成でない構想
が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が
新たに対応すべき分野における具体的な需要が
明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対
応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動
向も考慮しつつ、全国の見地から本年度内に検
討を行う」と示されているが、全国的見地から
検討を行うのであれば、現在の全国の獣医学部
の新入生の定員の約二割にあたる百六十名を今
治市に新設するのではなく、二で指摘している
ように、京都府下で八十人、四国で八十人とい
う組み合わせの方が合理的かつ全国的見地から
の判断ではないか。政府の見解を示されたい。

四 平成二十二年八月、日本獣医師会は、「四国

一 本答弁で、「国家戦略特区というのは、一校
とか二校ではなくて、まずは穴をあけて、全国
展開をしていきたい」と述べているが、政府は
今後、獣医学部をさらに増設していきたいと考
えているのか。見解を示されたい。
二 本答弁で「いろいろな公正な法令にのっと
って公正に加計学園に決定された」と述べている
が、なぜ加計学園だけの増設が認められたの
か。獣医師公務員の不足、偏在が指摘されてい
る中、「まずは穴をあけて、全国展開をしてい
きたい」と考えるならば、加計学園に六十人
の定員を認めるよりも、例えば、京都産業大学
は八十人の定員を申請していたと承知してお
り、京都産業大学八十人、加計学園八十人とい
う組み合わせの方が合理的な判断ではないか。
政府の見解を示されたい。

地区に獣医師養成課程を有する大学が存在しな
い。これを大学立地の偏在は正として「特区提
案」の理由に挙げておりますが、大学の立地場
所が獣医師需給政策上の課題となるものではあ
りません。獣医師需給対策は国全体の施策とし
て手当てすべきものであり、「特区」要望になじ
むものではありません。「特区」による大学獣医
学部の新設は、新規卒業者の特定職域及び特定
地域就業義務付けが困難である以上、獣医師の
職域分布の偏在の是正に比べ得るものではありません」との見解を示しているが、日本国憲法
で職業選択の自由が保障されており、そこには
勤務地の自由も当然保障されているものと解さ
れる。従って、四国地区に獣医師養成課程を有
する大学が存在しないために、特区で獣医学部
を認可しても、大学の立地場所が獣医師需給政
策上の懸案事項を解消することにはつながらな
いのではないか。政府の見解を示されたい。

五 政府は、獣医師公務員の不足、偏在が指摘さ
れている中「数的に需要が幾らというののは、
そんなことは誰も言えないんです。だけれど
も、それを数字としてできないんだけれども、
需要がある程度あるかどうかということはき
ちつと証明できないために、「岩盤規制があるか
らこそ、その弊害を突破できなかった」もの
の、安倍総理がいうように、「まずは穴をあけ
て、全国展開をして」行けば、「神の見えざる手
による、市場メカニズムによる調整」が働き、
結果として、獣医師公務員の不足、偏在の適正
化が図られると考えているのか。見解を示され
たい。

六 五に関連して、プロフェッショナル集団であ
る獣医師会も反対し、「数的に需要が幾らと
いうのは、そんなことは誰も言えないんです。
だけれども、それを数字としてできないんだけ
れども、需要がある程度ある」かどうか程度の
認識で獣医学部の新設を認可することは、政府
が司法制度改革でロースクール増設を政策誘導
したものの、現在、多くのロースクールが廃校
に追い込まれているという失敗を繰り返す危惧
はないのか。見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第三七〇号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特別区域を
活用した獣医学部の新設に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特別区域を活用した獣医学部の新設に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、山本内閣府特命担当大臣（地方創生）による平成二十九年五月十五日参議院行政監視委員会における「今後特設の問題が生じなければ、更なる規制改革として二校目、三校目を認めていくことも検討に値する」と考えているところであり、この答弁のとおりである。

二及び三について

お尋ねについては、山本内閣府特命担当大臣（地方創生）による平成二十九年五月十五日参議院行政監視委員会における「獣医学部の新設も長年実現できなかった岩盤規制でございまして、これを突破するという意味で、全体の獣医師の需給やあるいは獣医師会等からの慎重な議論も踏まえて、最終的には私の判断で、昨年十一月の特設諮問会議で広域的に獣医学部がない地域に限ることといたしましたし、さらに、今年一月の各校に限り制度改正となつたわけであり、この答弁のとおりである。

四及び五について

お尋ねについては、山本内閣府特命担当大臣（地方創生）による、平成二十九年四月十二日衆議院地方創生に関する特別委員会における「獣医師等の需給の関係であります、産業動物獣医師は、地域偏在により現に確保が困難な地域がある、また、近年、ライフサイエンスなどの分野で具体的な需要が高まっている、このことから、地域を限って新設を認めることを基本的

な方針といたしました。」との答弁、同年六月一日参議院内閣委員会における「昨年十一月九日、特区諮問会議における農林水産大臣の御発言のとおり、産業動物獣医師が確保が困難な地域があると承知しております。こうした偏在の問題に対しては、所管省庁においてはもちろん様々な努力をされているものと思ひます。学部卒業生の進路を特定化することは困難であることは事実でありますけれども、他方で、卒業生が不足している職域、産業動物医などですね、や地域に誘導させる努力や工夫をする余地は十分にあると考えております。」との答弁並びに同月八日の参議院内閣委員会における「例えばペットの診療についても価格が高止まりしている、（中略）本来ならばそういう価格が高止まりすれば当然新規参入者が出てきてどんどん価格が下がっていくんですよ。・・・あるところに来たらそれ以上上げると消費者も生産者も困るというところが出てきて均衡に達するわけで、それを決めるのが私が言っている神の見えざる手の市場メカニズムであります。・・・ある程度そういう自由価格で決まることについてはそういうふうにした方がペットを持つている人は喜ぶと思ひますよ。そういうところが高いから、ほかの産業動物医とか公務員獣医師に行く人も少なくなるわけですよ。」及び「したがって、こういう場合には、国家試験というのがあるわけですから一定の資格はもう確保されるわけだから、あとは市場メカニズムに任せよう自由診療でありますから、一定程度市場原理に委ねることが望ましい、そしてそのことによつてあるいは新しい分野にも人材を供給できる」との各答弁のとおりである。

六について

お尋ねについては、山本内閣府特命担当大臣（地方創生）による平成二十九年六月一日参議院内閣委員会における「昨年十一月の諮問会議取りまとめにもあるとおり、家畜、食料等を通じて人獣共通感染症の発生が国際的に拡大する中、先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策の強化など、獣医師が新たに対応すべき分野に係るニーズが一層顕著になっているわけであり、具体的には、近年の創業プロセスでは、基礎研究から人を対象とした臨床研究の間の研究、いわゆるトランスレーショナル研究で、実験動物を用いた臨床研究など獣医師の知見を活用した研究が重視されてきております。また、家畜等の越境国際感染症の防疫対応は、都道府県の畜産部局と家畜保健衛生所における獣医師等が主体となつて行うことは承知しておりますが、特に緊急時、感染症が全国的に拡大する前に地域で封じ込めるためには、国際対応、危機管理対応が可能な獣医師に加え、防疫対応を支援する拠点たる獣医学部における人材の重要性も高まっております。このように、具体的な獣医師の職域が多様化する一方で、新規獣医師の供給は毎年千人前後で固定しております。このため、新規獣医師がライフサイエンス分野や水際対策の強化などの新たな分野の需要に十分対応できていないことが懸念されたところであります。このことから、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになったと言えると考えております。」との答弁のとおりである。

平成二十九年六月六日提出
質問 第三七一号

東京外かく環状道路（関越～東名間）の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問主意書

提出者 宮本 徹

東京外かく環状道路（関越～東名間）の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問主意書

本年三月三十日の決算行政監視委員会において、私は「東京外かく環状道路（関越～東名間）の地中拡幅部工事の談合情報」を質問した。後日、国土交通省の担当者より「発注者である東日本高速道路会社および中日本高速道路会社は、受注業者の選定作業を停止し、公正取引委員会および警察に通報をおこない、国土交通省にもその旨の報告があつた」との説明を受けた。

そこで以下、質問する。

一 談合情報が事実であつた場合、談合にかかわつた共同事業者（ＪＶ）に参加している企業すべてが指名停止の対象となるのか、また、指名停止期間はどれくらいになるのか。

二 談合情報が事実であつた場合、技術提案をおこなつてきた大手ゼネコン等が指名停止となることも想定される。入札のやり直しとなつた場合、どの程度の期間を要すると考えているか。

三 地中拡幅部の工事は国交省などが設置した「東京外環トンネル施工等検討委員会」でも「世界でも類を見ない規模の、技術的困難さを伴う工事」とされてきた。現在、技術提案しているゼネコン等ＪＶ以外に、同等の安全レベルの技

術提案ができる事業者があると考えているか。
また、何社程度あると考えているか。

四 かりに、再入札がおこなわれる場合に、現在、技術提案されているものよりも安全レベルがより低い技術提案が選ばれることはあるのか。

五 地中拡幅部工事の談合情報にもとづき、受注業者の選定作業も停止となるなか、東京外かく環状道路(関越、東名間)の建設はきわめて不透明な状況にあると考える。今後の東京外かく環状道路建設に与える影響について、どう認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一九三第三七二号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮本徹君提出東京外かく環状道路(関越、東名間)の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮本徹君提出東京外かく環状道路(関越、東名間)の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問に対する答弁書
一、二及び四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「地中拡幅部の工事」について、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、競争参加者からの技術提案を受けて、施

工方法、施工時の品質管理及び安全対策並びに完成時の長期健全性を評価しているところであると承知しており、お尋ねについて政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「地中拡幅部工事の談合情報」について、現在、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が、各社の談合情報対応マニュアルに基づき対応しているところであると承知しており、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十九年六月七日提出
質問 第三七二号

公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問主意書

提出者 高井 崇志

公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問主意書

近年いわゆる「ギャンブル依存症」に関わる問題について社会的な注目が集まっており、政府においても昨年来二度にわたって「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が開催され、現在関係省庁においては同会議の議論を踏まえた政府として実行可能なギャンブル等依存症対策の検討が進められていると認識している。

他方同会議の議論において、これまで公営ギャンブルの運営主体は収益を上げるのみでギャンブル等依存症対策にほとんど取り組んでこなかった無責任な実態が明らかになっている。こうした状況を抜本的に改善するためには今後公営ギャンブルの運営主体自身が責任を持つてその売上の中か

ら資金を拠出し、ギャンブル等依存症対策を推進していくことが不可欠となると考える。こうした観点から、公営ギャンブルの売上からギャンブル等依存症対策費を提出することが制度的に可能かどうかを明らかにするため、本質問主意書において関係条文に関する政府解釈を以下確認する。

1 競馬法(昭和二十三年七月十三日法律第五百十八号)第二十三条の九では「都道府県は、その行う競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」と定められているが、都道府県が競馬の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てることは、本条の趣旨に照らして適当か。

2 自転車競技法(昭和二十三年八月一日法律第二百九号)第二十二条では「競輪施行者は、その行う競輪の収益をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」と定められているが、競輪施行者が競輪の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てることは、本条の趣旨に照らして適当か。

3 モーターボート競走法(昭和二十六年六月十八日法律第二百四十二号)第三十一条では「施行者は、その行う競走の収益をもつて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努め

るものとする。」と定められているが、モーターボート競走施行者がモーターボート競走の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てることは、本条の趣旨に照らして適当か。

4 小型自動車競走法(昭和二十五年五月二十七日法律第二百八号)第二十六条では「小型自動車競走施行者は、その行う小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」と定められているが、小型自動車競走施行者が小型自動車競走の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てることは、本条の趣旨に照らして適当か。
政府の見解は如何か。
右質問する。

内閣衆質一九三第三七二号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員高井崇志君提出公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井崇志君提出公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問に対する答弁書

1から4までについて
御指摘の「都道府県が競馬の収益の一部を

ギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てること」、「競輪施行者が競輪の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てること」、「モーターボート競走施行者がモーターボート競走の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てること」と及び「小型自動車競走施行者が小型自動車競走の収益の一部をギャンブル等依存症対策に必要な経費の財源に充てること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、競馬を行う都道府県がその行う競馬の収益の一部をギャンブル等の依存症（以下「ギャンブル等依存症」という。）の対策に必要な経費の財源に充てること、競輪施行者がその行う競輪の収益の一部をギャンブル等依存症の対策に必要な経費の財源に充てること、モーターボート競走の施行者がその行うモーターボート競走の収益の一部をギャンブル等依存症の対策に必要な経費の財源に充てること又は小型自動車競走施行者がその行う小型自動車競走の収益の一部をギャンブル等依存症の対策に必要な経費の財源に充てるとは、それぞれ競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第二十三条の九、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第二十二条、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第三十一条又は小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十六条の規定により否定されるものではないものの、各規定の趣旨に照らして適当か否かについては、それぞれの収益について具体的にどのようなギャンブル等依存症の対策に充てることができるかに個別に判断されるべきものであると考へている。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七三号

辺野古新基地建設工事の護岸造成工事やボーリング調査のあり方に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

辺野古新基地建設工事の護岸造成工事やボーリング調査のあり方に関する質問主意書

政府は沖縄県民の民意を無視して辺野古新基地建設を強制的に進めようとしているが、護岸造成やボーリング調査に関して工事計画書と異なる方法等が用いられている可能性がある。

そこで以下お尋ねする。

一 政府は、工事計画書において、K-九傾斜堤護岸の基礎となる捨て石を保護するため被覆ブロックや消波ブロックを用いることを記述しているが、その被覆ブロック及び消波ブロックの構造や大きさ、重量等については一切明らかにしていない。問い合わせたところ「重量で積算しており、どのような構造物になるかは今後の協議である」とのことである。そうであるならば、護岸別に被覆ブロックや消波ブロックの重量を決定する際の基礎的な判断材料となった潮流の大きさや方向等について政府の承認するところを明らかにした上で、被覆ブロックや消波ブロックの構造や大きさ等によって、護岸の基礎となる捨て石の大きさや材質、容積、さらには護岸等工作物の構造（断面）自体が変更を余儀なくされる可能性が生じるか否かについて政府の認識と見解を答えられたい。

二 政府が埋立工事のアリバイ作りとして強制的に進めているK-九護岸の築造現場では、工事

計画書で記載されている捨て石や被覆ブロック、消波ブロックを用いずに、本来は仮設工法である、ひし形金網製の籠状構造物の中に自然石や碎石等の中詰めしたふとん籠を用いているのが確認されている。なぜ工事計画書と現場での実際の施工が異なっているのか、その理由や目的、経緯について政府の認識と見解を答えられたい。

三 質問二に関連して、仮設工法であるふとん籠から、工事計画書で使用するものになっている捨て石や被覆ブロック、消波ブロックについて置き換える予定なのか、その際にはどのような工法で置き換える考えなのか、などについて政府の認識と見解を答えられたい。

四 政府は、シュワープ（H-二十）ケーソン新設工事（二工区）の詳細施工計画書（ボーリング工）の工事概要において、深田サルベージ建設所有の多目的作業船ボセイドンーを使用してケーソン新設工事に伴う確認ボーリングを行うことを特命している。ところでこのボセイドンーは二〇一五年六月に完成したばかりの新造船であり、総トン数四千トンで三千メートルの深海底下を百五十メートル掘削し、地層サンプルを採取できる「海底着座型ボーリング機」や、遠隔操作無人探査機、自立型無人潜水機、自動船位保持装置、航海データ自動記録装置、瞬時に船位や調査結果等の記録を電子情報として表示する装置等を備えており、様々な条件下で多様な海底資源調査を効率よく実施できる多目的海洋調査船である。このような最新の機器を備えた多目的海洋調査船を、浅海域においてしかも僅か二十四力所しかないボーリング調査にあえて使用した意図や理由、目的、経緯、成果等につ

いて政府の認識と見解を答えられたい。

五 質問四に関連して、政府が最新の機器を備えた高性能の多目的海洋調査船であるボセイドンーを特命するに当たって、当然比較検討したであろう費用対効果や、調査結果・成果、さらには海上ボーリング調査では一般的かつ頻繁にはスパット台船と大型クレーンが使用されていることからその経費と成果等も比較検討の対象としたものと思われることから、それらについて政府が承認するところを明らかにした上で、ボセイドンーでなければ辺野古新基地建設に係るボーリング調査を担い得ないと判断した根拠について政府の見解を答えられたい。

六 政府がボセイドンーを使用するための契約の方法と目的、内容、金額、工事内容、工事の段取りや期間等について政府の承認するところを明らかにした上で、政府が請負業務契約においてボセイドンーを特命したこととの妥当性について政府の見解を答えられたい。

七 ボセイドンーは、二月六日から四月十九日までの二カ月半かけて調査を実施したことが確認されている。その航跡を「ライブ船舶マップ」等を駆使して解析すると、ケーソン新設工事に伴う確認ボーリング箇所とは明らかに異なる「C-三護岸築造予定海域の沖合二百メートル付近の海域」や「海上ヤード付近の海域」等において、十メートルピッチで東西南北を縦横にしかも二十四時間以上の連続航行で調査したことが明らかにされている。このような調査は、従来のボーリング調査が作業船を定位置に固定して標準貫入試験を行う地盤調査とは全く異なる調査であり、そのやり方からして海底地形調査や地層調査、資源採集等の調査を行ったものと

しか考えられない。よつて、ボセイドン一が実施したボーリング調査や海底地形調査、地層調査、資源採集等に関する箇所の詳細な位置と範囲、調査方法、調査目的、調査を行った理由、調査結果の内容等について政府の承知するところを明らかにした上で、なぜ工事概要に記載されていない確認ボーリング調査以外の調査を実施できるのか、なぜ二十四箇所以外の海域で調査を実施できるのか、などについて政府の見解を答えられたい。

八 識者は、沖縄本島北部の地層に多く分布する琉球石灰岩は強度のばらつきが大きく、重量構造物の支持層となり得るN値五十以上の硬い岩盤層としては適さない指摘するが、政府の認識と見解もその通りであると考えてよいのか、明らかにされたい。

九 米軍が一九四九年に、軍事基地の本格的な建設に向けて作成した「基本地図」の一つに「軍用地形図」がある。その地形図では埋立予定海域の大部分の地質がサンゴ礁や砂地であることが記載されているが、識者はその地下に琉球石灰岩の堆積という軟弱地盤の存在を指摘している。米軍が嘗て辺野古に新基地を建設しようとして目論んで断念せざるを得なかった理由の一つに、大浦湾や辺野古崎の海域の地盤が琉球石灰岩で軟弱であることが挙げられているところであり、政府も同海域の地盤については軟弱地盤であるとの認識と見解を持たざるを得ないものと考えているが、政府の認識と見解を答えられたい。

十 質問九に関連して、「軍用地形図」では辺野古崎南側、リーフと呼ばれる遠浅な沿岸部、北側の大浦湾の地形に沿って広がるサンゴ礁群と水

深が詳細に示され、大浦湾にせり出す新基地の滑走路先端部分に当たる護岸部分は、水深数メートルから二十数メートルの絶壁がそびえており、さらにその先には五十メートルを超える深海が広がるなど複雑な海底地形が見られている。このため、米軍はこのようなところに新基地を建設することを断念せざるを得なかったと言われているが、このことについて政府の認識と見解を答えられたい。

十一 質問九及び十に関連して、大浦湾や辺野古崎について米軍作成の「軍用地形図」が一九四九年に作成され、またこれまでの多くの調査結果や知見が公表されていることからして、政府は大浦湾や辺野古崎先海域に複雑な海底地形と軟弱地盤が存在することを承知しているはずである。それにもかかわらず、政府の工事計画書ではケーソン護岸の基礎となるべき海底地形が平坦で、しかもケーソンを支えることが出来る強固な支持地盤が確保されていることになっており、現場の実態を無視した設計となっている。このような設計を行った理由や目的等について政府の承知するところを明らかにした上で、絶壁や急斜面等の複雑な海底地形を克服するためには基礎の捨て石の投入量を大幅に増やすとともに、急斜面から捨て石が転がり落ちることを防ぐために個々の捨て石ヘコンクリートを打設して一体化することや、軟弱地盤である海底の地盤を改良すること等当初の計画と設計になかった方法や工法を講じる必要があると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十二 辺野古新基地の東側護岸(C護岸)が築造される海域は、五十メートルの水平距離に対して、C—一護岸では三十メートルから三十五

メートルに、C—三護岸では十五メートルから三十五メートルに、A護岸では五メートルから二十五メートルに、それぞれ水深が急激に変化しており、絶壁がそびえたとしているが、言いようがないほどに急斜面で複雑な海底地形となっているが、このような絶壁が至る所に存在する複雑な海底地形に杭を打ち込んで護岸を築造することは可能か、絶壁や急斜面を崩落させることにならないか、重量構造物を支える強固な支持地盤を確保することが出来るのか、などについて政府の認識と見解を答えられたい。

十三 政府は、ケーソン新設工事に伴う確認ボーリング調査として今回二十四力所行うとしているが、僅か二十四力所のボーリング調査で、巨大な構造物となるケーソンの重量を支えることができる頑丈な地盤を確認できるのか、ボーリング調査の数としては余りにも少なすぎるのではないのか、辺野古新基地の埋立面積や築造護岸の総延長等を考えた場合適当とすべきボーリング数は何力所が妥当か、などについて政府の認識と見解を答えられたい。

十四 質問十三に関連して、政府は辺野古崎のような浅瀬でのボーリング調査は多く実施しているが、大浦湾の深場や複雑な海底地形、急斜面でのボーリング調査はあまり実施しておらず、また経験も有していないものと思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

内閣衆質一九三第三七三号
平成二十九年六月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地建設工事の護岸造成工事やボーリング調査のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地建設工事の護岸造成工事やボーリング調査のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「護岸別に被覆ブロックや消波ブロックの重量を決定する際の基礎的な判断材料となった潮流の大きさや方向等」については、データが膨大となることから網羅的にお答えすることは困難である。また、普天間飛行場代替施設建設事業において使用する被覆ブロック及び消波ブロックは、製造業者により形状等が異なることから、護岸の基礎捨て石の量の変動することはあるが、「被覆ブロックや消波ブロックの構造や大きさ等」によって護岸断面を変更することはない。

二及び三について

普天間飛行場代替施設建設事業における護岸工事については、工事の安全確保等の観点から、まずは仮設物を用いて施工しているところであり、工事の進捗に応じ当該仮設物を被覆ブロック及び消波ブロックに置き換える計画であるが、その時期等については、工事の進捗、気象・海象等に影響を受けることから確たることをお答えすることは困難である。

四から七までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、沖縄防衛局は、普天間飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、水深の深い場所等のボーリング調査を速やかに実施するため、定点

保持装置等を備えている船舶による調査方法を採用し、工事請負契約の変更契約を行った上で、平成二十九年二月八日から同年四月十七日まで調査を行ったものである。

お尋ねの「ボセイドン」の使用に係る経費については、変更契約後の工事請負契約の金額に含まれているが、現在、当該契約の履行中であることから、当該金額のうち、当該経費に係る部分を特定して把握することは困難である。また、お尋ねの「ボセイドン」が実施したボーリング調査の結果については、受注者において現在取りまとめているところであるが、その調査箇所は十五か所であり、その位置については、世界測地系の座標値で、①X座標五万八千六百三十八・七八七八、Y座標五万四千八百五十七・一六一八、②X座標五万八千九百十七・八七六四、Y座標五万五千二百一・〇三二二、③X座標五万八千七百六十九・七一五一、Y座標五万五千三百五十四・六四一四、④X座標五万八千七百六十六・一四三九、Y座標五万五千二百七十六・三六五五、⑤X座標五万八千七百六・三九七二、Y座標五万五千三百六十・七八一一、⑥X座標五万八千三百一・四〇一二、Y座標五万五千六百五十三・二四一二、⑦X座標五万八千二百四十三・〇四〇二、Y座標五万五千七百八十八・五八六三、⑧X座標五万八千二百一・三九六、Y座標五万五千七百三十七・七六四八、⑨X座標五万八千二百六・三五九二、Y座標五万五千六百八十六・五二八五、⑩X座標五万八千四百七十・一五六〇、Y座標五万五千二百三十八・九九九三、⑪X座標五万八千六百三十五・〇七二一、Y座標五万五千四百三十・八七二一、⑫X座標五万八千四百四十

五・五七〇六、Y座標五万五千四百四十・六二七二、⑬X座標五万八千五百四十六・一一三八、Y座標五万五千四百九十二・五八四八、⑭X座標五万八千二百二十・三一七一、Y座標五万五千三百八十三・九六七三及び⑮X座標五万八千六百八十三・六一二三、Y座標五万四千九百十・三四七七である。

八について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、普天間飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。

九及び十一について
お尋ねの「軍用地形図」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業が実施される区域における地盤の状況については、ボーリング調査等により確認を行いながら護岸工事を適切に進めていく考えである。

十二について
お尋ねの「軍用地形図」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、お尋ねは、米軍の判断に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十三及び十四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業に際し、ボーリング調査をこれまでも必要に応じ適切に実施しているところであり、今後必要ならボーリング調査を行いながら当該事業を進めていく考えである。

十三及び十四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業に際し、ボーリング調査をこれまでも必要に応じ適切に実施しているところであり、今後必要ならボーリング調査を行いながら当該事業を進めていく考えである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七四号
学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問主意書
提出者 篠原 豪

学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問主意書
問主意書

一 財務省行政文書管理規則によれば、財務省における行政文書の保存期間の起算日は原則として文書作成取得日の翌年度の四月一日というの

は事実か。
二 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書は、この原則に基づき、保存期間の起算日が翌年度四月一日となっているのか。

三 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書の保存期間の起算日が仮に翌年度四月一日ではない場合、なぜそれぞれの文書について保存期間の起算日を翌年度四月一日としなかったのか。文書管理者が「行政文書の適切な管理に資する」と認めた理由を明らかにされたい。

四 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書について、それぞれの文書管理者の官職氏名を明らかにされたい。

五 財務省において、行政文書の保存期間の起算日を翌年度四月一日としないこととする一定の基準を明記した文書はあるのか。
右質問する。

内閣衆質一九三第三七四号
平成二十九年六月十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員篠原豪君提出学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員篠原豪君提出学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問に対する答弁書
一から五までについて

お尋ねの「学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書」の具体的な範囲が定かでないため、お答えすることは困難であるが、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第五条第一項において、「行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない」と規定されており、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第八条第

四項において、「法第五条第一項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、文書作成取得日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、その日とする」と規定されている。このことを受け、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定）においても、「一（二）の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、文書作成取得日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする」と規定されており、財務省行政文書管理規則（平成二十三年財務省訓令第十号）第十三条第四項においても同様に、保存期間の起算日について明記しているところであり、財務省においては、これらの法令等に基づき、行政文書の適正な管理を行っているところである。

平成二十九年六月八日提出
質 問 第三七五号

国家戦略特区における利子補給に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

国家戦略特区における利子補給に関する質問
問主意書

いわゆる国家戦略特区東京圏において平成二十八年八月三十一日に計画が策定された「指定金融

機関が行う貸付けに係る利子補給金の特例」（以下、「本特例」という。）は、同年九月九日に認定されたことと承知しているが、これらについて疑義があるので、以下質問する。

一 本特例実施にあつての根拠法令と具体的な条文を明らかにされたい。

二 本特例の利子補給の内容、及び期間を具体的に示されたい。

三 本特例の対象となる団体名、借入金事業の内容、借入金元金額、借入金利率を、具体的に明らかにされたい。

四 本特例によつて、国費で補給する対象となる利子の総額を示されたい。

五 本特例による利子補給金の支出会計の名称、款項目節などの予算支出科目を明らかにされたい。

六 本特例は複数年度にわたつて利子補給を行うものと承知しているが、この支出は、国庫債務負担行為として予算に計上されているのか否か。政府の見解を示されたい。

七 国家戦略特区制度の下で、本特例を実施する理由は何か。政府の見解を示されたい。

八 国家戦略特区において、本特例以外に、これまでに利子補給金の特例を認定した例はあるのか。具体的に示されたい。

九 三および四に関連して、公開できない項目がある場合、その理由を具体的に示されたい。右質問する。

内閣衆質一九三第三七五号
平成二十九年六月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区における利子補給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区における利子補給に関する質問に対する答弁書

一について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十八条において、国家戦略特区支援利子補給金の支給について規定している。

二について

国家戦略特別区域法第二十八条第一項の規定において、政府は、同項に規定する指定金融機関が同法第九条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときに、当該貸付けについて、利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができることとされているものであり、この支給が可能な年限は、同法第二十八条第六項の規定により、当該契約をした会計年度以降七年度以内とされているところである。

三、四及び九について

お尋ねの「団体名」及び「借入金事業の内容」については、平成二十八年九月九日に内閣総理大臣の認定を受けた「東京圏国家戦略特別区域区域計画」において、医療法人社団愈光会が実施する新世代放射線装置を整備し運用する事業（以下「医療法人社団愈光会の事業」という。）に対し指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給事業について記載したところである。お尋ねの「借入金元金額」、「借入金利率」及び「国費で補給する対象となる利子の総額」については、国家戦略特別区域法第二十八条第一項の

規定に基づく利子補給契約を当該指定金融機関との間でまだ締結しておらず、お答えすることは困難である。

五及び六について

平成二十九年年度においては、一般会計予算の（組織）地方創生推進事務局（項）地方創生推進事務局（事項）地方創生の推進に係る計画認定等に必要経費（目の区分）国家戦略特区支援利子補給金から支出されるものであり、国庫債務負担行為として当該予算に計上しているものではない。

七について

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要であり、こうした事業を行う中小事業者等の資金調達を支援することでイノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的として、国家戦略特別区域法第二十八条において国家戦略特区支援利子補給金の支給について規定したところであり、医療法人社団愈光会の事業に係る同利子補給金の支給については、東京都からその対象にしたい旨の申出があり、平成二十八年八月三十一日の東京圏（第十二回）・関西圏（第十回）・新潟市（第六回）・福岡市・北九州市（第七回）・仙台市（第三回）国家戦略特別区域協議合同会議において、「東京圏国家戦略特別区域区域計画」に当該支給について記載することとし、同年九月九日に内閣総理大臣が当該記載を含む同計画を認定したところである。

八について
お尋ねの「本特例以外に、これまでに利子補給金の特例を認定した例」はない。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七六号

農業科教職員の待遇改善に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

農業科教職員の待遇改善に関する質問主意書

産業教育振興法第五条によれば、「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない」と規定されている。

農業は国の根幹であり、将来に向けた安定的な食料の確保には、農業を担う青少年の育成が最も重要な課題である。その実現のためには、農業教育を担当する教職員に負うところが大きい。

農業は、自然と共存し生物資源を主体として営む産業であることから、高等学校における農業教育は刻一刻と変化する自然条件に対応しなければならぬ。そのことから、優秀な農業科教職員の確保に向けて特別な措置が講ぜられなければ、将来に向け質の高い農業教育の維持は難しいものとなる。

従って、農業科教職員の待遇の改善・確保充実は急務であり、このような観点から、以下質問する。

一 優秀な農業科教職員の確保のためには、産業教育手当の継続的な支給は欠かせない。このために必要とされる予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

二 優秀な農業科教職員の確保のためには、特殊性の高い職務であることに配慮した特別手当の支給が必要だと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 産業教育振興法第五条の規定に基づけば、施設設備及び学校農場の規模等を踏まえた農業科教職員の確保充実を行うべきであると思われるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九三第三七六号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出農業科教職員の待遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出農業科教職員の待遇改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「特別手当」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）第二条に規定する公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）の教員及び実習助手に対しては、公立の高等学校における農業に係る産業教育の特殊性に鑑み、条例で定めるところにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項の規定による産業教育手当を支給することができることとされており、政府としては、同手当に係る地方公共団体の負担に対して地方財政措置を講じているところである。

三について

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百五号）により、農業に関する学科を置く公立の高等学校の教職員定数は、当該学科の生徒の収容定員、施設の設置状況及びその規模等に応じて算定することとされており、政府としては、同法及び同令に基づいて地方公共団体が配置している教職員の給与費に係る地方公共団体の負担に対して地方財政措置を講じているところである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七七号

高等学校農業教育施設・設備の改善に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

高等学校農業教育施設・設備の改善に関する質問主意書

平成十七年度の三位一体の改革により、高等学校における産業教育の施設・設備の整備に関する国の直接助成が廃止され、施設においては「学校施設環境改善交付金」の対象とされ、同時に、設備や農場においては一般財源化され、地方自治体に委ねられることになった。

しかしながら、昨今、高等学校における農業教育施設・設備の老朽化は顕著であり、現在の産業界における一般化した施設・設備の現状とは大きく乖離し、基礎的・基本的な教育に留まらざるを得ない状況にある。このため、政府の提唱する

「産業として自立」できる強い農業「農業・農村が持つ多面的機能の維持・発展」に寄与できる農業および農業関連産業を担う優れた人材を育成するためには、大きく出遅れている。

このため、高等学校の農業教育施設・設備整備に関する予算の拡充は急務であり、このような観点から、以下質問する。

一 高等学校における農業教育施設・設備は、老朽化や時代の進展に対応した施設・設備への速やかな更新が必要であり、そのための予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

二 政府の提唱する「産業として自立」できる強い農業「農業・農村が持つ多面的機能の維持・発展」に寄与するためには、農業の競争力を高める先進的な技術教育を実現する施設・設備の導入が必要であり、そのための予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 地域の基幹産業である農業に対応した技術教育を実現するためには、そのための施設・設備の改善が必要であり、専ら地方自治体に委ねるのではなく、政府としての予算の拡充も欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九三第三七七号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出高等学校農業教育施設・設備の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出高等学校農業教育施設・設備の改善に関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

農業に関する施設及び設備を含む高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における産業教育施設及び設備の整備については、産業教育の振興のために重要であると考えており、文部科学省において学校施設環境改善交付金、高等学校産業教育施設整備費国庫補助金及び学校教育設備整備費等補助金を交付するなど、必要な支援を行っているところである。政府としては、引き続き、これらの施設及び設備の整備に対する支援に努めていく考えである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七八号

農業について学ぶ高校生の育成に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

農業について学ぶ高校生の育成に関する質問
問主意書

農業・農村は、都市部に先駆け高齢化や人口減少が進んでいる。次世代を支えるには、若者が魅力を感じられる強い農業と活力ある農村をつくっていく必要がある。農業関係高校で学ぶ高校生への期待は大きく、地域にとどまりそこに住む人々とともに農業教育で学んだ能力を発揮し、六次産業化や農産物輸出に挑み地域活性化に貢献する人材として育成していかなければならない。このた

めには、実践的で先進的な学習機会の充実が不可欠である。

このような観点から、以下質問する。

一 農業・農業関連産業の従事者・経営者等の地域での活用に向けた予算面での対応を含め、農業について学ぶ高校生の育成の充実のため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

二 農業を学ぶ高校生の海外派遣研修への機会と予算面での対応を含めた支援の充実のため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 高校生のみならず若者への農業及び農業教育の理解・啓発を支援、推進するため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三七八号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出農業について学ぶ高校生の育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出農業について学ぶ高校生の育成に関する質問に対する答弁書

一及び二について

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）

平成二十九年六月十六日 衆議院会議録第三十五号 議長報告

以下同じ。の農業に関する学科におけるものを含めた産業教育の教育内容については、その充実を図るため、文部科学省において実施している「スーパードプロフェッショナル・ハイスクール」事業の中で、産業界と連携した高度な知識・技術・技能の習得や、各産業のグローバル化に資する人材育成のための取組を実施するなど、専門的職業人の育成に関し、先進的な卓越した取組を行う高等学校における実践研究を支援しているところである。また、高等学校の農業に関する学科における教育内容については、同省において「農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成について（依頼）」（平成二十九年五月十七日付け二十九文科初第二八八八号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、学校の設置者である都道府県教育委員会等に対して、産業界と関連産業界との連携の強化、高度な技術実習や生徒の海外派遣等の促進等を依頼しているところである。政府としては、引き続き、これらの施策を通じて農業に関する学科等における教育内容の充実に図っていく考えである。

三について

若者の農業への理解の促進の観点からは、農林水産省において農業に関心を有する学生及び社会人を対象とした農業インターンシップの実施等を支援しているところであり、政府としては、引き続き、このような施策を通じて農業への理解の促進を図っていく考えである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三七九号

農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する質問主意書

農業関係高等学校は、次代の日本農業を担う人材の育成・確保に向け、実践的な職業教育の充実に、高校生の就農・就業意欲の一層の喚起とともに、魅力のある農業教育の実践により中学生やその保護者、地域から信頼されることが欠かせない。そのためには、先進的農業技術を備えた農業科教員の指導力は不可欠であり、農業教育の質的向上に必要な条件である。

このような観点から、以下質問する。

一 先進農家や農業法人および農業関連企業等の教員の継続的な研修の推進のため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

二 農業科教員の海外研修の機会の充実のため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 優れた知識・技術を有する教職員の確保のため、十分な予算の拡充が欠かせないと思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十五号 議長の報告

内閣衆質一九三第三七九号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の農業に関する学科等において教科「農業」の指導を行う教員については、文部科学省において「農林水産業を学ぶ高校生就農・就業に向けた人材育成について(依頼)」(平成二十九年五月十七日付け二十九文科初第二八十八号文部科学省初等中等教育局長通知)を発出し、「農林水産高校の教員が農林水産業の先進的な経営や現場の実情を理解するとともに、農林水産業に関する最新の知識や専門的知識を身に付けられるよう、都道府県の教育委員会と農林水産部局が連携して、教員に対する研修等の充実を図る」こと、「農業高校と農業大学校との相互の指導力の向上を図るため、情報交換、研修や人材派遣等を通じて、農業高校教員と農業大学校指導職員との間での交流・連携強化に努める」こと等を教員の任命権者である都道府県教育委員会等に対して依頼しているところである。政府としては、このような施策を通じて、引き続き、これらの教員の指導力の向上を図っていく考えである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八〇号

被災地の人材確保に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

被災地の人材確保に関する質問主意書

東日本大震災から、六年余りが過ぎた。地震や津波、あるいは原発事故により大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の企業の活動をみると、たとえば観光業においては、回復してはいるものの、風評被害の影響もあり、全国状況と比べて大きく遅れている。また、水産加工業の回復も遅れている状況にある。しかしながら、製造品出荷額等は、被災直後の平成二十三年に大幅に減少したものの、平成二十六年には概ね震災前の水準まで回復しており、着実に復興の道を歩んでいる。

他方、雇用状況をみると、震災直後の平成二十三年四月には〇・四五倍にまで低下した有効求人倍率は、平成二十七年においては、各県とも一倍を超え、概ね全国平均を上回っている。雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、一部の産業や地域では、避難による人口の減少等により、震災前の水準まで回復していない地域もある。これらを踏まえ、以下質問する。

一 厚生労働省が平成二十八年三月にとりまとめた『被災三県の雇用について』震災後五年を振り返って『』によれば、特に建設、医療・福祉、水産加工業において人材の不足が指摘されている。いずれも全国的に有効求人倍率が高く、人材確保が課題となつているところであり、未経験者であっても就業できるように支援

していかなければならない。このような被災地におけるミスマッチ解消、人材確保について、どのように対応をしていくのか、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一九三第三八〇号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出被災地の人材確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員本村賢太郎君提出被災地の人材確保に関する質問に対する答弁書

一について

東日本大震災の被災地においても、建設の職業、保健師等(保健師、助産師及び看護師をいう)、社会福祉の専門的職業、水産物加工等(以下「建設の職業等」という)において、有効求人数が有効求職者数を上回っており、企業の求める人材と求職者の能力・経験や希望する仕事の内容との間のミスマッチの解消が課題となつていと考えている。

このため、政府においては、東日本大震災の被災地のハローワークにおいてきめ細かな職業相談を行うとともに、人材の不足が生じている建設業等の事業主に対する産業政策と一体となった雇用面の支援などに取り組んできたところである。特に、平成二十九年からは、学生による被災地企業の課題に取り組むインターンシップや社会人による被災地での試行的な就業

等を実施する事業、大企業等における商品開発等の分野で技能・経験を積んだ専門的な人材を被災地企業へ派遣する事業等の東日本大震災の被災地における建設の職業等における人材確保のための新しい施策を実施しているところである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八一号

いわたる共謀罪に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

いわたる共謀罪に関する質問主意書

いわたる共謀罪に関して質問する。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に関しては、国会を中心に日本各地で反対運動が行われていることや、一般人の適用に関しても疑問点が残るまま、平成二十九年五月十九日衆議院法務委員会採決が行われ、同五月二十三日衆議院を通過した。テロ対策と銘打った法律案は本当にテロ対策になつていくのか、以下質問する。

一 日本における犯罪に関する共謀が海外で行われた場合、検挙することは可能なのか。政府の見解を求める。

二 国際組織犯罪防止条約は国連がテロ対策として定めたものではない。しかし、総理は平成二十九年一月二十三日の衆議院本会議で「条約の国内担保法を整備し、本条約を締結することができなければ、東京オリンピック・パラリンピックを開けないといつても過言ではありません」と答弁をしているが、この条約と組織的な

犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案が、どのように関連しているのか。政府の見解を求める。

三 安全保障法制への反対や、原発再稼働への反対など、国民が政府の政策に対して反対の意思を示す際にはデモ活動を行うことも少なくない。現在、デモ活動は、道路交通法に基づく許可を得ることなど、一定の要件を満たせば行うことができるが、政府の政策に反対するデモ活動を行うことを計画した段階で本法案の対象となり、検挙されることはありえるのか。政府の見解を求める。

内閣衆質一九三第三八一号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出いわゆる共謀罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員本村賢太郎君提出いわゆる共謀罪に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本における犯罪に関する共謀が海外で行われた場合、検挙する」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「本条約」という。）は、テロを含む組織犯罪を防止し及びこれと戦うための国際協力を促進する上で重要な法的枠組みを定めるもので

あるところ、平成二十九年六月十五日に成立した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、本条約第五条1(a)に規定する行為を犯罪化するものとして改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。）第六條の二第一項又は第二項の罪（以下「本罪」という。）を創設するなど、本条約が定める義務を誠実に履行するための法整備を行うことを内容とするものである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、本罪は、改正後組織的犯罪処罰法第四に掲げる罪に当たる行為で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの又は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ」若しくは「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を「二人以上で計画」し、「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた」場合に限り成立するものであり、お尋ねの適法に行われる「デモ活動」が「政府の政策に反対する」ものであるからといって、これを計画する行為が本罪に該当するということではなく、本罪についての捜査の対象になるということもない。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八二号

安倍晋三内閣総理大臣がミャンマー訪問時に学校法人加計学園理事長を同行させ、政府専用機に搭乗させた件に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

安倍晋三内閣総理大臣がミャンマー訪問時に学校法人加計学園理事長を同行させ、政府専用機に搭乗させた件に関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は二〇一三年五月にミャンマーを訪問した際、学校法人加計学園の加計孝太郎（晃太郎）理事長を同行させ、ヤンゴンからネビドーまで政府専用機に搭乗させている。

政府の説明によると、総理の一部外国訪問においては民間企業等の関係者を経済ミッションとして同行させることがあり、ミャンマー訪問時もミャンマーとの協力に関心を持つ人を同行させたとしている。

一 政府が加計孝太郎氏から支払いを受けた政府専用機の運賃の金額を示されたい。

二 加計孝太郎氏が政府専用機に搭乗した際、同様に搭乗した民間人（報道関係者や公務員を除く）の人数、氏名および所属企業等の名称を示されたい。

内閣衆質一九三第三八二号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍晋三内閣総理大臣がミャンマー訪問時に学校法人加計学園理事長を同行させ、政府専用機に搭乗させた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍晋三内閣総理大臣がミャンマー訪問時に学校法人加計学園理事長を同行させ、政府専用機に搭乗させた件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十五年五月二十六日のヤンゴンとネビドーとの間の移動において政府専用機に搭乗した者のうち、国家公務員（外交公務員）の必要に応じて同行するその配偶者並びに外国政府職員及びその配偶者を含む。及び報道各社の同行記者を除く者は、御指摘の学校法人加計学園の加計晃太郎理事長及び医師一名のほか、四十二名である。この四十二名の搭乗者個人の氏名についてお答えすることは差し控えたいが、搭乗者の所属機関について、当該搭乗者の利用した経路ごとにお示しすると次のとおりである。

（一）ヤンゴンとネビドーとの間の往復

王子ホールディングス株式会社、学校法人立命館、株式会社IHI、株式会社神戸製鋼所、株式会社大和証券グループ本社、株式会社東芝、株式会社日建設計、株式会社日立製作所、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJフィナンシャル・グループ、KDDI株式会社、国立大学法人名古屋大学、新聞西国際空港株式会社、スズキ株式会社、住友商事株式会社、総合警備保障株式会社、双日株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、大成建設株式会社、中部国際空港株式会社、千代田化工建設株式会社、東京都、東洋エンジニアリング株

平成二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十五号 議長の報告

式会社、特定非営利活動法人ITS Japan、豊通商株式会社、日揮株式会社、日本電気株式会社、日野自動車株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社及び三菱重工株式会社(二)ヤンゴンからネービードーまでの片道

三菱商事株式会社

(三)ネービードーからヤンゴンまでの片道

伊藤忠商事株式会社、鹿島建設株式会社、株式会社梓設計、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社日本取引所グループ、関西電力株式会社、JUNCO KOSHINO株式会社、日本空港ビルデング株式会社、前田建設工業株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社

また、学校法人加計学園の加計晃太郎理事長から通常の航空運賃に相当する額として支払を受けた政府専用機の使用料は、二万九千円である。なお、右に示した(一)の三十一名からも政府専用機の使用料として同額の支払を受けたところである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八三号

国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、加計学園等が政府に提出した提案書に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、加計学園等が政府に提出した提案書に関する質問主意書

国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、本年六月五日の衆議院決算行政監視委員会において、民進党の委員による「京都産業大学は二十枚のペーパーを出したが、加計学園のペーパーはたった二枚であった」との趣旨の発言を行った。

これに対し、安倍晋三内閣総理大臣は「今治市は累次から、先ほどお話し申し上げていた国家戦略特区の前、構造改革特区から出しております。二十一年十一月には二十ページ、二十六年二月には三十四ページの資料を政府に提出しております」と反論した。

しかし、この答弁では、もとより違う制度である国家戦略特区と構造改革特区が混同されている。そこで、次の質問に答えられたい。

一 今治市の国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、平成二十八年十二月三十一日までに、「学校法人加計学園」が政府に提出した規制改革事項の提案にかかる文書の名称、日付及びページ数(獣医学部新設に係る部分のみ)を全て示されたい。

二 今治市の国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、平成二十八年十二月三十一日までに、今治市等の関係者(学校法人加計学園を除く)が政府に提出した規制改革事項の提案にかかる文書の名称、日付及びページ数(獣医学部新設に係る部分のみ)を全て示されたい。

内閣衆質一九三第三八三号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、加計学園等が政府に提出した提案書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件で、加計学園等が政府に提出した提案書に関する質問に対する答弁書一及び二について

お尋ねの「国家戦略特区における規制改革事項として獣医学部の新設を可能とする件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十二月三十一日までに、今治市が単独で又は愛媛県や広島県とともに提出した国家戦略特別区域に係る提案に関する文書の①名称及び②日付、③当該文書のうち獣医学部の新設に関する記載がある部分のページ数並びに④当該文書が配布された会議の名称等をお示すると、それぞれ以下のとおりである。

①提案書 ②なし ③一ページ ④平成二十七年六月五日に開催された国家戦略特区ワーキンググループ

①添付資料 ②なし ③二ページ ④平成二十七年六月五日に開催された国家戦略特区ワーキンググループ

①今治市・国家戦略特区提案 ②なし ③一ページ ④平成二十七年十二月十日に開催された国家戦略特区ワーキンググループ

①追加の提案事項等について ②平成二十八年三月三十日 ③二ページ ④平成二十八年三月三十日に開催された広島県・今治市国家戦略特別区域会議(第一回)

①広島県・今治市国家戦略特別区域会議「今治市分科会」今治市提出資料 ②平成二十八年九月二十一日 ③二ページ ④平成二十八年九月二十一日に開催された広島県・今治市国家戦略特別区域会議今治市分科会(第二回)

①広島県・今治市国家戦略特別区域会議(第二回)今治市提出資料 ②平成二十八年九月三十日 ③二ページ ④平成二十八年九月三十日に開催された東京圏(第十三回)・福岡市・北九州市(第八回)・広島県・今治市(第二回)国家戦略特別区域会議合同会議

また、学校法人加計学園が国家戦略特別区域に係る提案に関する文書を国家戦略特区ワーキンググループ等に提出したことはない。

なお、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、平成二十九年四月二十五日の衆議院地方創生に関する特別委員会において山本内閣府特命担当大臣(地方創生)が「国家戦略特区と構造改革特区は、いずれも規制改革によって経済社会の構造改革を推進しようという点で、手段と目的は共通しているというように思います。そのために、平成二十七年年度からは、国家戦略特区の提案募集と構造改革特区の提案募集とを一体的に行って、提案内容の実現に向けた検討も、特区ワーキンググループにおいて、所管省庁との折衝など、両者を一体的に行っております。」と答弁したとおり行っているところである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八四号

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した
同人誌を発行しようとした場合において、テ
ロ等準備罪が適用される可能性があるかど
うかに関する質問に対する答弁に関する質問主
意書

提出者 宮崎 岳志

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載し
た同人誌を発行しようとした場合におい
て、テロ等準備罪が適用される可能性があ
るかどうかに関する質問に対する答弁に関
する質問主意書

私の質問に関する答弁(内閣衆質一九三第三四
四号は、「お尋ねについては、先の答弁書(平成
二十九年五月二十六日内閣衆質一九三第三一五
号)でお答えしたとおりである」としている。

また、「先の答弁書」(平成二十九年五月二十六
日内閣衆質一九三第三一五号)は「犯罪の成否につ
いては、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々
に判断されるべきものであり、仮定を前提とした
お尋ねにお答えすることは困難である」としてい
る。

しかし、私の質問(質問第三四四号)は、個別具
体的な事件を想定して仮定の質問を行ったもので
は全くなく、あくまで法律上の解釈を尋ねたもの
に過ぎない。従って、「仮定を前提としたお尋ね
にお答えすることは困難である」との答弁は失当
どころか答弁拒否に等しく、国会議員の質問権を
侵害し質問主意書制度そのものの存在を無に帰し
かねないものである。

従って再度、仮定を前提としたものではなく法
律の解釈についての質問として、以下の問いに答
えられたい。

平成二十九年六月十六日 衆議院会議録第三十五号 議長報告

ある団体について、その結合関係の基礎として
の共同の目的が、「改正後組織的犯罪処罰法別表
第三に掲げる罪」(第五十五 著作権法(昭和四十五年
法律第四十八号)第九十九条第一項又は第二項(著
作権等の侵害等)の罪)を犯行することにあると判
断された場合、この団体は「改正後組織的犯罪処
罰法」における「組織的犯罪集団」と認定される
か。

また、この団体が「組織的犯罪集団」として認定
された場合、テロ等準備罪の適用対象となり得る
か。

内閣衆質一九三第三八四号
平成二十九年六月十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる
二次創作作品を掲載した同人誌を発行しよう
とした場合において、テロ等準備罪が適用される
可能性があるかどうかに関する質問に対する答
弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあ
たる二次創作作品を掲載した同人誌を発行
しようとした場合において、テロ等準備罪
が適用される可能性があるかどうかに関す
る質問に対する答弁に関する質問に対する
答弁書

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関
する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組
織的犯罪処罰法」という。)第二条第一項に規定す
る団体のうち、その結合関係の基礎としての共同
の目的が平成二十九年六月十五日に成立した組織

的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法
律等の一部を改正する法律による改正後の組織的
犯罪処罰法別表第三に掲げる罪を犯行することに
あるものは、同法第六条の二第二項にいう「組織
的犯罪集団」に該当するところ、同項又は同条第
二項の罪が成立するのは、同法別表第四に掲げる
罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の団体の
活動として、当該行為を犯行するための組織によ
り行われるもの又は「組織的犯罪集団」に不正権益
を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不正権益
を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの
の遂行を二人以上で計画し、「その計画をし
た者のいずれかによりその計画に基づき資金又は
物品の支配、関係場所の下見その他の計画をした
犯罪を犯行するための準備行為が行われたとき」
であり、この場合に処罰の対象となるのは、当該
「組織的犯罪集団」ではなく、故意によりこのよう
な二人以上で計画する行為をした者である。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八五号

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医
学部の新設が認められることになった経緯の
うち、平成三十年度開学のスケジュールが決
まるまでの府省間の協議等に関する第三回質
問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣
医学部の新設が認められることになった経
緯のうち、平成三十年度開学のスケジュー
ルが決まるまでの府省間の協議等に関する
第三回質問主意書

先の質問に対する答弁書(内閣衆質一九三第

三四五号)において、政府は「獣医学部の新設の
時期について、文部科学省と内閣府との間で協
議は行われてきたが、同年九月二十六日に協議
が行われた事実は確認できない」としている。

この答弁書の「同年九月二十六日に協議が行
われた事実は確認できない」との意味するところ
が必ずしも明らかではないが、これは同日に協
議が行われていなかったという意味なのか、
それとも単に「行われたのか、行われていな
かったのか、判然としない」という意味なの
かを、明確に答えられたい。

二 先の質問(質問第三四五号)において「平成三
十年四月開学は設置認可に必要な準備を整える
のが困難であることから、平成三十一年四月開
学を目指した対応とすべきではないか、この考
え方を伝えたことがあるか。あつたのなら、そ
の具体的な日程と内容について示されたい。ま
た、その他の時期であるとすれば、上記の考え
方を最初に伝えた日にちを明らかにされたい」と
問うたところ、先の質問に対する答弁書(内
閣衆質一九三第三四五号)は「文部科学省が内閣
府に対して御指摘の考え方を伝えた事実は確認
できない」と回答した。

「御指摘の考え方を伝えた事実は確認できな
い」と意味するところが必ずしも明らかではな
いが、これは指摘した考えを「伝えた事実はな
い」という意味なのか、それとも単に「伝えたの
か、伝えていなかったのか、判然としない」と
いう意味なのかを、明確に答えられたい。
右質問する。

平成二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十五号 議長の報告

内閣衆質一九三第三八五号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十九年六月六日内閣衆質一九三第三四五号）の「事実を確認できない」とは、事実があつたか否かを確認できないという意味である。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八六号

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する再質問主意書

先の主意書への答弁（内閣衆質一九三第三四六

号）は、『獣医学部の新設に関して、御指摘の時期に、文部科学省として和泉内閣総理大臣補佐官に御指摘のように「説明を行ったり、意見や質問を受けた」事実を確認できない」としている。

この「説明を行ったり、意見や質問を受けた」事実は確認できない』の意味するところが必ずしも明らかではないが、「事実はなかつた」という意味なのか、それとも単に「事実があつたのか、なかつたのか、判断としない」という意味なのかを、明確に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三八六号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する再質問に対する答弁書

先の答弁書（平成二十九年六月六日内閣衆質一九三第三四六号）の「事実を確認できない」とは、事実があつたか否かを確認できないという意味である。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八七号

獣医学部の新設を「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とした要件が、本当に日本獣医師会の意見に配慮して決定されたものかどうかに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

獣医学部の新設を「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とした要件が、本当に日本獣医師会の意見に配慮して決定されたものかどうかに関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は本年六月五日の決算行政監視委員会において、「突然、例えば加計学園のために一校に絞るということにしたわけではなくて、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る、一校に限るという要件は獣医師会等の慎重な意見に配慮したものでありまして、これは獣医師会等からこういう要請があつたんです」と答弁した。

しかし、日本獣医師会及び日本獣医師連盟は「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とする要件を入れたと求めたこととはないと断言している。その理由としては、そもそも平成二十七年六月三十日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂二〇一五に盛り込まれた、いわゆる「石破四条件」の「近年の獣医師需要動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う」との部分を守れと主張していたため、「全国的見地から」という文言に相反する地域の限定を要求するはずがない」と明確に説明している。

また、山本幸三地方創生担当大臣も、地方創生

特別委員会で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」について「日本獣医師会から要請を受けたことではない」と明確に答弁している。

従つて、一校に限るとの要件はともかく、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」との要件を、日本獣医師会の意見に配慮して盛り込んだとする安倍総理の答弁は事実と反する。

本当に「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」との要件が日本獣医師会から政府に寄せられたのであれば、いつ、どのような形でその意見が政府に届いたのかを明確に答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三八七号
平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出獣医学部の新設を「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とした要件が、本当に日本獣医師会の意見に配慮して決定されたものかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出獣医学部の新設を「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限る」とした要件が、本当に日本獣医師会の意見に配慮して決定されたものかどうかに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、山本内閣府特命担当大臣（地方創生）による、平成二十九年四月十二日衆議院地方創生に関する特別委員会における「九月七

日に、日本獣医師会の酒井副会長、北村顧問が私
のところに来られて、獣医師会の考え方を述
べられまして、私も、私どもの概略の考え方も申
し上げました。及び「獣医師会は獣医学部の新設
には反対である、そういうお話を強くしておられ
ました。・・・そういうのを踏まえまして、最終
的に私が、これはもう地域で限定してまずやる
ということから始めた方がよからうという決断をし
たわけであります。」との各答弁、同月二十一日同
委員会における「地域を限るといふ決断は、昨年
九月七日の獣医師会との会談だけではなくて、以
前から一貫して獣医師会は慎重な立場であること
などを踏まえて、私の責任において行つたもので
ございます。」との答弁並びに同年五月十五日参議
院行政監視委員会における「全体の獣医師の需給
やあるいは獣医師会等からの慎重な議論も踏まえ
て、最終的には私の判断で、昨年十一月の特区諮
問会議で広域的に獣医学部がない地域に限ること
といたしましたし、さらに、今年一月の一校に限
る制度改正となつたわけであります。」との答弁の
とおりである。

平成二十九年六月八日提出
質問 第三八八号

文部科学省前事務次官が「出会い系バー」に出
入りにして「報道される前に、内閣官房
が報道機関に情報を提供していたかどうか」に
関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

文部科学省前事務次官が「出会い系バー」に
出入りにして「報道される前に、内閣
官房が報道機関に情報を提供していたかど
うか」に関する質問主意書

本年五月二十二日の読売新聞朝刊に文部科学省

前事務次官前川喜平氏が「出会い系バー」に出入り
していたと報道された問題について、複数の週
刊誌等で官邸スタッフの名前を上げて「情報源は
首相官邸からのリークだった」旨の報道がなされ
ている。

一 本年五月二十二日までに、菅義偉内閣官房長
官、杉田和博内閣官房副長官、北村滋内閣情報
官ら内閣官房のスタッフが、前川前次官の個人
的な行動に関する情報を、報道機関に提供した
ことはあったか。

二 上記の記事について、本年六月三日付読売新
聞朝刊は同社会部部長の見解を掲載し、「本紙
は独自の取材で」情報を入手したとしている
が、内閣官房及びスタッフはこの件で「独自の
取材」を受けたことはあるか。
右質問する。

内閣衆質一九三第三八八号
平成二十九年六月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
安倍 晋三

衆議院議員宮崎岳志君提出文部科学省前事務次
官が「出会い系バー」に出入りにして「報道さ
れる前に、内閣官房が報道機関に情報を提供し
ていたかどうか」に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出文部科学省前事
務次官が「出会い系バー」に出入りにして「
と報道される前に、内閣官房が報道機関に
情報を提供していたかどうか」に関する質問
に対する答弁書

一について
お尋ねの「個人的な行動に関する情報」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、前川
前文部科学省事務次官が御指摘の「出会い系バー」
に出入りにして「旨の情報が、内閣官房長官を
含む内閣官房の職員から報道機関に提供された
事実は承知していない。

二について

お尋ねの「独自の取材」の意味するところが必
ずしも明らかではないが、報道機関による内閣
官房の職員に対する個々の取材活動の有無及び
その具体的な内容について政府として逐一把握
しているものではなく、内閣官房の職員に対す
る御指摘の新聞報道のための取材の事実につい
ては承知していない。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行
政法人農林水産消費安全技術センター法の
一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月五日

参議院議長 伊達 忠一

衆議院議長 大島 理森殿

(小字は修正)

農林物資の規格化等に関する法律及び独立
行政法人農林水産消費安全技術センター法
の一部を改正する法律

(農林物資の規格化等に関する法律の一部改正)
第一条 農林物資の規格化等に関する法律(昭和
二十五年法律第七十五号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

日本農林規格等に関する法律

第二章 削除
第三章 日本農林規格の制定(第七
条) 日本農林規格による格付
第四節 格付(第十四条) 第十五
条 登録認定機関(第十六条)
第五節 格付の表示の保護(第十八
条) 外国における格付(第十九
条) 登録外国認定機関(第十九
条) 格付の表示の付してある

目次中

条第十三条)

第十七条の十五)

条第十九条の七)

農林物資の輸入等(第十九条の十一・第十九条

第三章 日本農林規格の制定(第三

格付(第十條) 第十二

適合の表示(第十三条)

登録認定機関(第十四

外国における格付(第

登録外国認定機関(第

試験等(第四十二條) 試験

外国における試験等(第

登録標準の保護(第五十

の十二)

条第十九条)

条第三十二條)

示(第三十三條)

十四條第三十六條)

三十七條第四十一條)

等五十二條)

五十三條第五十六條)

七条・第五十八條)

三十九條の十六)を「第五十九條 第六十四
条」に、「第二十條 第二十三條」を「第六十五
条 第七十五條」に、「第二十四條 第三十一
条」を「第七十六條 第八十三條」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、同条第二号中「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項についての基準及び当該事項に関する表示(名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。)の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

一 農林物資の次に掲げる事項

イ 品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。)

ロ 生産行程

ハ 流通行程

二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理(以下「農林物資の取扱い等」という。)の方法(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑

定、検査又は検定(以下「試験等」という。)の方法

四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十を「において」登録認定機関とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認定機関」とは、第三十六条に、「法人」を「者」に改め、同項を同条第三項とする。

第二章を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「当該規格に係る」を削り、「生産、取引、使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を「第五十九条第一項の政令で指定する」に改め、「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。)」を削り、同項ただし書中「食品表示法」の下に「(平成二十五年法律第七十号)」を加え、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の制定)」を付する。

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「ところにより」、「具して」を「添えて」に改め、同条第二項中「種類の農林物資」を「速やかに、その抽出に供し、検査を加えて改め」に改め、同条第三項中「同項の原案」を「日本農林規格の案」に改め、同条を第四項とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止」を「廃止について」に改め、同条を第五項とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付する。

第十条中「第七条」を「第三条」に改め、同条を第六項とし、第十一条を第七項とする。

第十二条中「農林物資」を削り、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「の案」を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第九項とする。

第三章を第二章とする。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」を「第十八条第二項、第四十六條第二項、第四十七條第一項又は第四十八條第一項」に改め、同条第二号中「第十七条の九第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第八十三項とする。

第三十条中「第二十条の三」を「第六十七條」に改め、同条を第八十二項とする。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条(第八号)」を「第七十六條(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)」に改め、同項第二号中「第二十四條(第八号)」を「第七十六條(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)」に、「第二十五條」を「第七十七條」に改

め、同条を第八十一項とする。

第二十八條中「各号」の下に「のいずれか」を加え、「あつた」を「あつた」に、「行為」を「違反行為」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認定機関若しくは登録試験業者(これらの者が法人である場合にあつては、その代表者又はその)」に改め、同条第一号中「第十七条の五第三項」を「第十九條第三項」に改め、同条第二号中「第七條の八第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第三号中「第七條の十三」を「第二十七條」に、「保存しなかつた」を「保存しなかつた」に改め、同条第四号中「第七條の十五第二項」を「第二十九條第二項又は第五十二條第二項」に改め、同条を第八十項とする。

第二十七條第一号中「第十七条の十五第一項」を「第二十九條第一項又は第五十二條第一項」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第二十條第一項から第三項まで」を「第六十五條第一項から第五項まで」に、「第三項まで」若しくは「第二十條の二第一項から第三項まで」を「第五項まで」若しくは「第六十六條第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第七十九項とする。

第二十六條中「第十七条の十四」を「第二十八條又は第五十一條」に改め、同条を第七十八項とする。

第二十五條中「第十七条の十二第二項」を「第二十六條第二項又は第五十條第一項」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認定機関若しくは登録試験業者(これらの者が法人である場合にあつては、その代表者又はその)」に改め、同条を第七十七項とする。

第二十四條第一号中「第十二條」を「第八條」に

改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第十条第六項」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「第十八条」を「第三十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者

第二十四条第五号を次のように改める。

五 第三十八条の規定に違反した者

第二十四条第八号中「第十九条の十四第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第十九条の十二」を「第四十一条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五十七条の規定に違反した者

十 第五十八条の規定に違反した者

第二十四条第六号中「第十九条の十二」を「第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十九条第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

第二十四条に次の一号を加える。

十二 第六十四条の規定による処分違反した者

第二十四条を第七十六条とし、第六章中第二十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一号を加える。

(省令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産

省令(第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に関するもの)については、内閣府令・農林水産省令で定める。

第二十二条を第七十三条とし、第二十一条の三を第七十二条とする。

第二十一条の二第一項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「あつてはを」を「あつては」に改め、同条第二項中「あつたを」を「あつたに」に改め、同条第十三及び第十九条の十四を「第五十九条及び第六十一条」に改め、同条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(日本農林規格の活用を図るための施策)

第七十一条 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用を図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条第一項第一号中「農林物資」の下に「(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む)又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

四 事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十一条第二項中「あつたを」を「あつたに」に、「第十九条の二(第十九条の六第三項において準用する場合を含む)」、第十九条の十五及び第十九条の十六を「第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十条の三中「第三項」を「第五項」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条 農林水産大臣は、事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

登録認証機関に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第二項中「同項に規定する者の工場、ほ場」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「前条第四項及び第五項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「従つて」を「従つて」に、「第三項」を「第五項」に、「行つたを」を「行つたに」改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他

の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十條の第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に關して關係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十條の二を第六十六條とする。

第二十條第一項中「登録認定機関」を「登録認定機関」に、「認定」を「認証」に、「従業者」を「従業者」に改め、同条第二項中「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者」に改め、「同じ」の下に「若しくは適合の表示」を加え、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業者」を「従業者」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九條の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九條の十三第一項」を「第

五十九條第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業者」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第六十八條の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に關して關係のある事業者に対し、その表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に關する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十條第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に關して關係のある事業者に対し、試験等に関する業務に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十條を第六十五條とし、第五章中第十九條の十六を第六十四條とする。

名称」に、「であつて」を「であつて」に、「日本農林規格において定める名称を「名称」に、「当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資
- 二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資
- 三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

第十九條の十五第三項中「農林物資の」を削り、同条を第六十三條とし、第十九條の十四の二を第六十二條とする。

第十九條の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第十九條の十三第一項」を「第五十九條第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第二項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第三項及び第四項中「とらなかつた」を「とらなかつた」に改め、同条第六十一條とし、同条の前に見出しとして「表示に關する指示等」を付する。

第十九條の十三の二中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条を第六十條とする。

第十九條の十三の見出しを「取扱業者が守るべき表示の基準」に改め、同条第一項中「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)」を削り、「あつた」を「あつた」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第五項中「第七條第二項並びに第十三條第一項」を「第三條第二項並び

に第九條第一項」に改め、「基準について」の下に「それぞれ」を加え、同条を第五十九條とする。

第四章の章名中「格付」を「格付等」に改める。

第十四條の見出しを「(格付)」に改め、同条第一項中「農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)、輸入又は販売」を「国内において農林物資の生産、販売その他の取扱い」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、「ところにより」の下に「ほ場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定」を「取り扱う当該認証」に改め、「ついで日本農林規格」の下に「(第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十條第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「農林物資の生産業者」を「国内において農林物資を生産することを業とする者」に改め、「その他の」の下に「国内において」を、「ほ場」の下に「工場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に改め、「日本農林規格」の下に「(第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十條第二項において同じ。)」を加え、「(第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)」を削り、同条第三項中「農林物資の販売業者」を「国内において農林物資を販売することを業とする者」に改め、「その他の」の下に「国内において」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に改め、「日本農林規格」の下に「(第二條第二項第一号八に掲げる事項についての基準を内容とする

ものに限る。第三十条第三項において同じ。』」を加え、(「第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。』を削り、同条第四項第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」を加え、同項第二号中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」を加え、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項に」、「認定を」に、「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「取扱業者(以下「認証品質取扱業者」という。)、第二項の認証を受けた生産行程管理者(以下「認証生産行程管理者」という。又は第三項の認証を受けた流通行程管理者(以下「認証流通行程管理者」という。に改め、同条第七項中「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者に」、「なつた」を「なつた」に改め、同条第八項中「認定を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示(第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。)の付した格付の表示の付してある場合における当該

農林物資を含む。)の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。

第四章第一節中第十四条を第十条とする。

第十五条第一項中「農林物資の小分け」を「国内において農林物資を小分けすること」に、「登録認定機関の認定を」を「登録認定機関の認証に改め、(「第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の四において同じ。』を削り、「当該認定を」に、「当該認定」に、「当該表示を」に格付の表示に、「同条」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「認定を」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条の二第一項中「第十九条の第十五項に規定する指定農林物資(以下この条、第十八条第一項第五号及び第十九条の二において「指定農林物資」という。)の輸入業者」を「農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」という。に、「指定農林物資の」を「農林物資の」に、「登録認定機関の認定を」を「登録認定機関の認証に」、「当該認定を」を「当該認証に」、「指定農林物資に」を「農林物資に」に、「当該指定農林物資」を「当該農林物資」に改め、同条第二項中「指定農林物資」を「農林物資」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「第十四条第八項」を「第十条第九項」に、「認定を」に改め、同条を第十二条とする。

第四章第二節の節名を削る。

第十九条の十二中「農林物資の生産業者又は

販売業者」を「取扱業者」に改め、「第二条第三項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている農林物資であつて」を削り、「(であつて)を」であつてに、「当該表示を」に格付の表示に、「当該日本農林規格」を「日本農林規格」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、その認証に係る農林物資当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示の付してあるものであつて農林水産省令で定めるものに限る。)の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

第四章第六節中第十九条の十二を第四十一条とする。

第十九条の十一の見出し中「格付の表示」を「格付の表示等」に改め、同条中「農林物資の」を削り、「又はこれを」若しくは適合の表示又はこれらに、「当該表示の」を「これらの表示の」に改め、同条ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第一号中「認定外国製造業者等」を「認証品質外国取扱業者」に、「認定に」を「認証に」に、「ものを」を「格付の表示」に改め、同条第二号中「認定外国生産行程管理者」を「認証外国生産行程管理者」に、「認定に」を「認証に」に、「ものを」を「格付の表示」に改め、同条第三号中「認定外国流通行程管理者」を「認証外国流通行程管理者」に、「認定に」を「認証に」に、「ものを」を「格付の表示」に改め、同条第四号中「認定外

国小分け業者」を「認証外国小分け業者」に、「認定に」を「認証に」に、「ものを」を「格付の表示」に改め、同条を第四十条とする。

第四章第六節の節名を削る。

第十九条の十中「第十六条第二項、第十七条から第十九条の十一まで、第十七条の十二、第四項」を「第十四条第二項、第十五条から第二十五条まで、第二十六条第四項」に、「第十七条の十三」を「第二十七条」に、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十六条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の八」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「第十七条の十」中「第十四条第一項」に、「第十九条の八」と、第十七条の十中「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の五」と、「第二十四条及び第二十五条中」に、「第十七条の十二、第四項中」を「第二十六条第四項中」に、「第十九条の九第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の節名及び三条を加える。

第七節 格付の表示等の保護

(格付の表示等の禁止)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。

一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合 二 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 四 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者(以下「認証小分け業者」という。)が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者(以下「認証輸入業者」という。)が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 六 認証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 七 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその	包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 八 認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 九 認証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 2 何人も、第十条第一項から第三項まで若しくは第五項(第三十条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。 3 何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。 4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。 (適合の表示等の禁止) 第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広	告等に適合の表示を付してはならない。 一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者(以下「認証方法取扱業者」という。)が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合 二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証方法外国取扱業者」という。)が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合 2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。 3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。 (改善命令等) 第三十九条 農林水産大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付を行い、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。 2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当でないとき、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者	者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。 3 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表することができ。 4 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。 第十九条の九第一項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十七条各号」を「第十五条各号」に、「至つた」を「至つた」に改め、同条第二項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「定めて認定」を「定めて認証」に改め、同項第一号中「第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三」を「第十九条、第二十条第一項、第二
--	--	--	---

十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十七條に改め、同項第二号中「第十七條の九第二項各号」を「第二十三條第二項各号」に改め、同項第三号中「第十七條の十又は第十七條の十一」を「第二十四條又は第二十五條に」、「応じなかつた」を「応じなかつた」に改め、同項第五号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が」、「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関に」、「認定に」を「認定に」に改め、同項第六号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が」、「に登録外国認定機関を」を「に登録外国認定機関に」、「認定に」を「認定に」に、「登録外国認定機関の代表者」を「登録外国認定機関若しくはその代表者」に改め、同条第三項中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関に」に改め、同項第一号中「認定を」を「認定に」に改め、同項第二号中「認定を」を「認定に」、「応じなかつた」を「応じなかつた」に改め、同条第四項中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関に」に改め、同条を第三十五條とする。

第十九條の八の見出しを「登録外国認定機関の登録」に改め、同条中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関に」、「により第十九條の三又は第十九條の四の認定を」において第三十條第一項から第三項まで、第三十一條第一項又は前条第一項の認定に、「認定を」を「認定に」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条を第三十四條とする。

第四章第五節の節名を削る。

第十九條の七の見出しを「(認証品質外国取扱業者等の公示)」に改め、同条中「第十七條の五第三項(第十九條の十)」を「第十九條第三項(第三

十六條)に、「外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者」を「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者(以下「認証外国小分け業者」という。))に改め、同条を第三十二條とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第五節 外国における適合の表示

第三十三條 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認定機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十條第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節 登録外国認定機関

第十九條の五及び第十九條の六を削る。

第十九條の四中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「認定に」を「認証に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十條第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第十九條の四を第三十一條とする。

第十九條の三の見出しを「格付」に改め、同条第一項中「外国製造業者等」を「外国取扱業者」に改め、「ある」の下に「ほ場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「製造し、加工し、又は輸出する当該認定」を「取扱い

う当該認証に改め、同条第二項中「ほ場」の下に、「工場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「認定に」を「認証に」に改め、「第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。」を削り、同条第三項中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「認定に」を「認証に」に改め、「(第二條第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。))」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者(以下「認証外国流通行程管理者」という。))が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十條第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

5 第十條第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証品質外国取扱業者」という。))、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者(以下「認証外国生産行程管理者」という。))及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項

及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十條第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

第十九條の三を第三十條とする。

第四章第三節及び同章第四節の節名を削る。

第十七條の十五の見出し中「日本農林規格登録認定機関」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同条第一項中「登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関を」を「登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関を」に改め、同条第二項中「登録認定機関は」を「登録認証機関は」に、「日本農林規格登録認定機関」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても同様とする。

第十七條の十五を第二十九條とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節 外国における格付

第十七條の十四中「登録認定機関の役員」を「登録認証機関若しくはその役員」に改め、「その」を削り、「であつた」を「であつた」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十八條とする。

第十七條の十三中「登録認定機関を」を「登録認証機関に」、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十七條とする。

第十七條の十二第一項中「登録認定機関が第十七條各号」を「登録認証機関が第十五條各号」に、「至つた」を「至つた」に改め、同条第二項中「登録認定機関を」を「登録認証機関に」、「認定に」

国製造業者等 本邦に輸出される農林物資を「外国取扱業者（外国において農林物資の」に改め、「外国において」を削り、「製造し、加工し、又は輸出すること」を「生産、販売その他の取扱い」に、「本邦に輸出される農林物資の」を「外国において農林物資を」に、「外国における生産業者」を「生産することを業とする者」に、「当該農林物資」を「外国において農林物資に」、「輸出業者」を「販売することを業とする者」に、「又は外国小分け業者（本邦に輸出される」を「若しくは外国小分け業者（外国において）」に、「（以下「被認定事業者」という）」を「又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法によ

試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

(登録の取消し等)

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
できる。

- 一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により登録を受けたとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者(外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録の取消し等)

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者(以下「登録外国試験業者」という)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかつたとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者

がその請求に応じなかつたときは、当該登録を取り消すことができる。

3 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

(準用)

第五十六条 第四十三条第二項、第四十四条から第四十九条まで及び第五十条第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「前項」とあり、及び第四十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四条」と、第四十九条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二条又は第五十三条の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号中「日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)」に関する技術上の調査を「日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第二項第三号に規定する試験等という。その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価)に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の九第二項第六号」を「日本農林規格等に関する法律第三十五条第二項第六号及び第五十五条第一項第五号」に、「第二十号の二第一項から

第三項まで」を「第六十六条第一項から第五項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(日本農林規格に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前ににおいても、第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律(以下「新法」という。)第三条から第五項まで、第七項第一項及び第九項の規定の例により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格(第一条の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律(以下「旧法」という。))第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。を定め、これを公示することが出来る。

2 前項の規定により定められた日本農林規格は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(認定製造業者等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項又は第十五条の二第二項の認定を受けている者は、新法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項又は第十二条第一項の認証を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の認証を受けたものとみなす。

(登録認定機関等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第二項(旧法第十九条の十において準用する場合を含む。)の登録を受けている法人は、新法第十六条第一項(新法第三十六条において準用する場合を含む。)の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧法第十七条の二第二項(旧法第十九条の十において準用する場合を含む。)の登録の有効期間の残存期間とする。

(輸入業者による格付の表示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に発行された旧法第十五条の二第二項の証明書は、新法第十二条第一項の証明書とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(工業標準化法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二条第一号

二 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)別表第四号

三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第一条

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号を次のように改める。

八十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登録又は日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外国試験業者の登録		
(一) 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第三項(登録認証機関又は登録外国認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 日本農林規格等に関する法律第四十二条(登録試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 日本農林規格等に関する法律第五十三条(登録外国試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

平成二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十五号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案及び同報告書 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案及び同報告書

三六

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報)の伝達に関する法律の一部改正

第十一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第七條第一項」を「第三條第一項」に、「種類」を「農林物資の種類」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正) 第十三条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

示す適合の表示を広告等に付することができるとともに、試験業者の登録制度を創設し、登録を受けた試験業者は、登録標準を付した証明書を交付することができるとすること。

一 議案の目的及び要旨
本案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格(JAS規格)に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

(四)の表示・標準の保護に関する規定のほか、日本農林規格への適合性について事実と相違している不適正な表明に対する監督の規定を整備すること。

1 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正

2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

(一) 目的規定について、農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を直接目的として明確に位置付け、農林水産業及び関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護を究極目的とするとともに、法律の題名を「日本農林規格等に関する法律」に改めること。

3 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 日本農林規格の制定範囲を拡大し、現行の農林物資の品質についての基準に加え、農林物資の取扱方法、試験方法等についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができるとすること。

(二) この法律の施行前においても、農林物資の取扱方法、試験方法等についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができるとするほか、所要の経過措置を整備すること。

(三) 農林水産大臣は、都道府県又は利害関係人から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかにその申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとする。

二 議案の可決理由
本案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

(四) 認証機関の認証対象を農林物資の取扱方法に拡大し、認証を受けた事業者は、その取扱方法が日本農林規格に適合することを

右報告する。
平成二十九年六月十五日
衆議院議長 大島 理森殿

農林水産委員長 北村 茂男

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成二十九年六月十四日
参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うものうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。

2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

(基本原則)

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施されるものとする。

一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。

四 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の意義に関する事項

二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。)と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(鯨類科学調査計画)

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)

五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

(指定鯨類科学調査法人)

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をするを含む。)を業務とする。

3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)

第八条 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)

第九条 政府は、調査実施主体(指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一条において同じ。)に対し、予算の範囲内において、

画(以下「画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

ればならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)

第八条 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)

第九条 政府は、調査実施主体(指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一条において同じ。)に対し、予算の範囲内において、

画(以下「画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)

五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

六 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

七 鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

て、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

(鯨類科学調査の実施体制の整備)

第十条 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための調査実施主体に対する支援)

第十一条 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等)

第十二条 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員(以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という。)又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

(妨害行為への対応のための関係行政機関の情報共有)

第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学

調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。)その他の関係者が妨害行為に対応してとることができ得る措置の具体的内容について、あらかじめ情報共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報共有は、想定される妨害行為の類型ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができ得る措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)

第十四条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)

第十五条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用を努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化及び食習慣並び

に鯨類の利用についての広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用)

第十六条 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、可能な限り加工すること等により有効に利用され、かつ、当該利用が合理的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、我が国の鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣並びに鯨類の利用に関する多様性についての国民の理解と関心が深まるよう、学校給食等における利用が促進されることを優先して講ずるものとする。

3 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に對しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十七条 政府は、第九条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用その他鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策の実施のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置)

する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、第十一条から第十四条まで及び前条に規定する措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)の実施に関する計画を策定している場合であつて、当該計画が基本方針に即し、かつ、第六条第二項各号に掲げる事項を定めるものであるときは、当該計画をもつて鯨類科学調査計画とすることができる。

3 前項の規定による鯨類科学調査計画に関し、第七条第一項の規定により指定鯨類科学調査法人が指定される日までの間に実施された調査については、同条第三項の規定にかかわらず、当該調査を実施した者が、同項の規定の例により、農林水産大臣に報告しなければならない。

(検討)

4 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点から、効果的な妨害行為の排除の方法及び取締りの在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて外交上の措置、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における捕鯨をめぐる国際的な状況を踏まえ、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本原則

鯨類科学調査は、次に掲げる全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施されるものとする。

(一) 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

(二) 我が国が締結した条約その他の国際約束等に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

(三) 調査結果については十分な分析・研究が行われ、得られた研究成果は広く公表されること。

(四) 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

2 国の責務

国は、1の基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

3 基本方針及び鯨類科学調査計画

(一) 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査の意義、収集する科学的情報に関する目標のほか、実施体制、妨害行為への対応、得られた科学的知見の国内外における

普及・活用、捕獲した鯨類の調査終了後における利用等に関する基本的事項を内容とする基本方針を定めなければならないものとする。

(二) 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、目的、実施海域、期間、方法等の事項を内容とする鯨類科学調査計画を策定するものとする。

4 鯨類科学調査の実施体制の整備等

政府は、調査実施主体に対し、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助することにも、調査研究を行う人材の養成・確保、船舶・乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

5 妨害行為への対応等のための施策

政府は、調査実施主体の妨害対策への支援、政府職員・船舶の派遣、関係行政機関による情報共有、外交上の適切な措置及び妨害行為のおそれのある外国人の入国管理に必要な措置を講ずるものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における捕鯨をめぐる国際的な状況を踏まえ、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成二十九年六月十五日

農林水産委員長 北村 茂男
衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
三三〇円	三三六円